

令和 8 年 北秋田市議会 6 月定例会提出事件

番 号	事件番号	事 件 名
1	議案第 55 号	北秋田市公告式条例の一部を改正する条例の制定について
2	議案第 56 号	北秋田市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について
3	議案第 57 号	令和 8 年度北秋田市一般会計補正予算（第 3 号）
4	議案第 58 号	令和 8 年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
5	議案第 59 号	令和 8 年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第 1 号）
6	議案第 60 号	令和 8 年度北秋田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
7	議案第 61 号	令和 8 年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第 1 号）
8	議案第 62 号	令和 8 年度北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第 1 号）
9	議案第 63 号	令和 8 年度北秋田市坊沢財産区特別会計補正予算（第 1 号）
10	議案第 64 号	令和 8 年度北秋田市綴子財産区特別会計補正予算（第 1 号）
11	議案第 65 号	令和 8 年度北秋田市米内沢財産区特別会計補正予算（第 1 号）
12	議案第 66 号	令和 8 年度北秋田市前田財産区特別会計補正予算（第 1 号）
13	議案第 67 号	令和 8 年度北秋田市水道事業会計補正予算（第 1 号）
14	議案第 68 号	令和 8 年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
15	議案第 69 号	工事請負契約の締結について（旧クリーンリサイクルセンター解体工事）
16	議案第 70 号	工事の委託に関する契約の締結について（消防救急デジタル無線及び高機能指令システム指令系更新委託）
17	議案第 71 号	財産の取得について（内部情報系パソコン）
18	議案第 72 号	財産の取得について（除雪ドーザ 14 t 級）
19	議案第 73 号	財産の取得について（電子黒板）
20	報告第 2 号	令和 7 年度北秋田市繰越明許費繰越計算書
21	報告第 3 号	令和 7 年度北秋田市事故繰越繰越計算書
22	報告第 4 号	令和 7 年度北秋田市水道事業会計予算繰越報告について
23	報告第 5 号	令和 7 年度北秋田市下水道事業会計予算繰越報告について

令和8年北秋田市議会6月定例会 行政報告

北秋田市議会6月定例会が開催されるに当たり、2月3日以降の主な事項及び今後予定している事項について報告いたします。

市長部局

総務部

<総務課関係>

令和7年10月から試行導入していたフレックスタイム制について、4月から本格導入しております。今後は運用状況を確認しながらワーク・ライフ・バランスの向上、職員の多様な働き方の充実を図ってまいります。

職員のメンタルヘルス対策として、新たに4月からオンラインによるカウンセリングを行える体制を整備しております。相談者が時間等を気にせずWEBで申し込むことができ、相談者もカウンセラーもアバターで対応できることから気軽にカウンセリングを受けることが可能となっております。

令和8年度大学卒程度一般行政・建築・土木・看護師・社会人経験者一般行政の採用試験について、5月1日付けで告示しました。今年度から新たにSCOA総合適性検査を導入し、多様な人材の確保に努めているほか、市内での受験を可能としたことにより、受験者の負担軽減を図っております。エントリー期間は5月1日から29日までとし、第1次試験は5月7日から6月5日までの期間で全国のテストセンターにおいて実施しております。第2次試験は、6月27日に北秋田市役所において行います。

今冬の大雪では、1月30日に北秋田市災害対策本部（雪害）を設置して対応に当たりました。3月31日時点で、人的被害は重傷9人、軽傷9人の計18人、住家被害は半壊3件、一部損壊483件の計486件、非住家被害は全壊33件、半壊8件、一部損壊158件の計199件を確認しております。住家被害のあった世帯に対し、総額992万円の災害り災者自立支援金を支給しております。

<総合政策課関係>

「第3次北秋田市総合計画」については、めざすまちの将来像「森と歴史が息づき、幸せを紡ぐまち 北秋田 ～だれもが関わり、未来を築く～」をまちづくりの指針とし、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間として策定しました。

3月15日、市長と語ろう！タウンミーティングを開催しました。今回は、「きたあきたを知ってもらうために～関係人口の創出について～」をテーマに、多様な業種・分野から4人の方々に参加していただき、それぞれの立場や視点から、市長と意見交換を行いました。

3月25日、令和7年度に企業版ふるさと納税として寄附をいただいた企業へ感謝状の贈呈を行いました。なお、令和7年度の企業版ふるさと納税は3社から410万円となっており、外国人材受入促進事業に活用しております。

令和7年度の「きたあきたふるさと寄附金」は、23億2,026万5,900円となり、前年度比で8億8,581万8,800円の大幅な増額となりました。昨今の米の品薄や価格高騰により店頭での米の入手が困難となる中、安定的な米の確保を求める需要が高まり、ふるさと納税がその受け皿となったことなどを背景に、寄附額は過去最高額となっております。

大館能代空港利用促進助成金については、4月から片道4,000円（往復8,000円）に見直しを行いました。利用促進啓発事業については、空港利用者の拡大につなげるため、今年度からANAと連携し事業内容の充実に取り組んでおります。

<内陸線再生支援室関係>

秋田内陸線の令和7年度の輸送人員は、19万1,129人で前年度比3万5,561人の減（84.3%）となりました。内訳は定期外利用が11万6,694人で前年度比3万2,676人の減（78.1%）、定期利用が7万4,435人で前年度比2,885人の減（96.3%）となっております。

定期外利用については、相次ぐ大雨災害や豪雪による運休が観光シーズンの団体客のキャンセルにつながったことが主な要因となっております。また、定期利用については、通勤定期は若干増加したものの、高校生の利用減少に伴い、通学定期が減少しました。

4月11日から「クレヨンしんちゃん家族都市プロジェクト」の一環として、各県の特徴を描いたラッピング列車の運行を開始しました。車内でのオリジナル放送やイベント等、乗車しながら楽しめる企画を用意し、誘客に努めております。

4月5日、「秋田のシードル&ハードサイダー列車」を運行したほか、5月2日には列車内では初となる「応援社員総会」を開催し、民謡ライブや施設見学を通じたファンとの交流を深めました。5月3日には、米内沢駅で旧国鉄時代の線路を掘り起こす参加型プロジェクト「ほじくり隊」を実施し、熱心なファンに足を運んでいただいております。

田んぼアートについては、5月21日の平里・小淵地区を皮切りに、沿線4か所で田植えを実施しました。公募デザインの採用に加え、小淵・阿仁合間では家族都市プロジェクトによる「クレヨンしんちゃん」のデザインを採用するなど、沿線の魅力発信に注力しております。

財 務 部

<財政課関係>

令和8年1月1日から令和8年4月30日までの工事等発注状況（1,000万円以上）は、下記のとおりとなっております。

工事等発注一覧表 ※1,000万円以上（消費税含む）		令和8年1月1日～令和8年4月30日	
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
280MHz デジタル同報無線システム運用・保守・管理業務	R 8. 2. 16	10,900	東京テレメッセージ(株)
オンプレ保守業務委託	R 8. 2. 27	12,062	(株)アイシーエス秋田支店
ICS クラウド使用料	R 8. 2. 27	54,633	(株)アイシーエス秋田支店
鷹巣市街地循環バス運行業務委託	R 8. 3. 2	12,471	秋北バス(株)
秋田内陸線駅管理運営業務委託	R 8. 3. 18	30,510	NPO 法人北秋田ハッピーデリバリー
IRU 設備情報作成支援業務委託	R 8. 4. 27	15,367	NTT 東日本(株) 秋田支店
資産管理ツール更新業務委託	R 8. 4. 28	10,207	(株)アイシーエス秋田支店
総務部 7件		146,150	
医療事務業務委託	R 8. 2. 20	11,418	東北ビル管財(株)北秋田営業所
北秋田市地域包括支援センター運営業務委託（北部圏域）	R 8. 4. 1	30,520	(福)北秋田市社会福祉協議会
北秋田市地域包括支援センター運営業務委託（中部圏域）	R 8. 4. 1	25,435	(福)北秋田市社会福祉協議会

工事等発注一覧表 ※1,000万円以上（消費税含む）			
		令和8年1月1日～令和8年4月30日	
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
北秋田市地域包括支援センター運営 業務委託（南部圏域）	R 8. 4. 1	19,220	(福)北秋田市社会福祉協議 会
北秋田市児童館管理運営業務	R 8. 4. 1	33,300	(福)北秋田市社会福祉協議 会
北秋田市妊産婦健康診査等及び新生 児聴覚検査業務委託	R 8. 4. 1	10,342	秋田県産婦人科医会
北秋田市子育てサポートハウス管理 運営業務	R 8. 4. 1	31,857	(福)北秋田市社会福祉協議 会
北秋田市放課後児童クラブ運営管理 業務委託	R 8. 4. 1	93,973	(福)北秋田市社会福祉協議 会
集団方式特定健康診査等業務委託	R 8. 4. 1	16,273	(公財)秋田県総合保健事業 団
集団方式成人検診業務委託	R 8. 4. 1	20,115	(公財)秋田県総合保健事業 団
地域生活支援事業委託	R 8. 4. 1	16,692	(福)秋田県社会福祉事業団 ほか
北秋田市基幹相談支援センター事業 委託	R 8. 4. 1	24,404	(福)県北報公会
生活困窮者自立相談支援事業	R 8. 4. 1	12,000	(福)北秋田市社会福祉協議 会
地域子育て支援拠点事業業務委託	R 8. 4. 1	10,669	(福)秋田県民生協会
地域子育て支援拠点事業業務委託	R 8. 4. 1	10,669	(福)鷹巣地の塩会
地域子育て支援拠点事業業務委託	R 8. 4. 1	10,669	(福)秋田県民生協会
健康福祉部 16件		377,556	
令和7年9月1日～3日発生豪雨災 害 農地・農業用施設災害実施設計 書作成業務委託（その3）	R 8. 2. 5	17,248	(株)ウヌマ地域総研
農業用施設災害復旧工事（前谷地地 区）	R 8. 2. 20	35,508	三光テクノ(株)大館営業所
農業用施設災害復旧工事（逸子沢 （1）地区）	R 8. 2. 24	98,780	大館桂工業(株)

工事等発注一覧表 ※1,000万円以上（消費税含む）			
		令和8年1月1日～令和8年4月30日	
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
国の重点支援地方交付金活用北秋田市プレミアム付応援チケット事業業務委託	R 8 . 3 . 3	431,656	北秋田市商工会
事業承継支援委託	R 8 . 3 . 4	10,560	ココホレジャパン(株)
農業用施設災害復旧工事（三ノ渡大野地区）	R 8 . 3 . 6	28,930	中村鉄工(株)
林道施設災害復旧事業詳細設計業務委託（阿仁小沢線4～8号）	R 8 . 3 . 6	45,650	奥羽測量設計(株)北秋田営業所
農業災害復旧工事（11工区）	R 8 . 3 . 6	37,455	ほくよう建設(株)
農業災害復旧工事（12工区）	R 8 . 3 . 6	11,110	長岐建設(株)
農業災害復旧工事（17工区）	R 8 . 3 . 6	55,550	(株)佐藤庫組
農業災害復旧工事（6工区）	R 8 . 3 . 6	90,530	(有)丸栄建設
農業災害復旧工事（8工区）	R 8 . 3 . 6	40,590	朝日建設(株)
農業災害復旧工事（3工区）	R 8 . 3 . 6	21,483	(有)松尾土木
農業災害復旧工事（4工区）	R 8 . 3 . 6	15,620	(株)大川建設
農業災害復旧工事（9工区）	R 8 . 3 . 6	15,125	かつら造園建設(株)
農業災害復旧工事（7工区）	R 8 . 3 . 6	31,570	(株)津谷組
農業災害復旧工事（16工区）	R 8 . 3 . 6	15,180	かつら造園建設(株)
農業災害復旧工事（20工区）	R 8 . 3 . 6	33,000	(株)藤島組
農業災害復旧工事（10工区）	R 8 . 3 . 6	12,375	(株)芳賀工務店
農地災害復旧工事（沢梨地区）	R 8 . 3 . 6	11,440	(有)松尾土木
農業災害復旧工事（22工区）	R 8 . 3 . 9	12,023	(有)宗和

工事等発注一覧表 ※1,000万円以上（消費税含む）			
		令和8年1月1日～令和8年4月30日	
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
農業災害復旧工事（18工区）	R 8. 3. 9	13,200	(有)宗和
農業災害復旧工事（15工区）	R 8. 3. 9	10,802	(有)中嶋施設工業
農業用施設災害復旧工事（小摩当沢 （2）地区）	R 8. 3. 19	10,417	かつら造園建設(株)
農業用施設災害復旧工事（岩ノ目 （1）地区）	R 8. 3. 19	25,553	長岐建設(株)
農業用施設災害復旧工事（湯車小ヶ 田境地区）	R 8. 3. 19	13,178	(株)芳賀工務店
林道施設災害復旧工事（大摩当線8 月災2号箇所）	R 8. 3. 19	18,700	かつら造園建設(株)
林道施設災害復旧工事（元屋布線8 月災1号箇所）	R 8. 3. 19	22,330	(株)松岡組
林道施設災害復旧工事（大摩当線9 月災1号箇所）	R 8. 3. 19	21,835	かつら造園建設(株)
林道施設災害復旧工事（大摩当線9 月災2号箇所）	R 8. 3. 19	22,275	(有)松尾土木
林道施設災害復旧工事（大摩当線9 月災3号箇所）	R 8. 3. 19	35,805	ほくよう建設(株)
林道施設災害復旧工事（大摩当線9 月災4号箇所）	R 8. 3. 19	23,650	長岐建設(株)
林道施設災害復旧工事（根小屋沢線 9月災2号箇所）	R 8. 3. 19	16,720	(株)大川建設
林道施設災害復旧工事（小倉沢線1 号箇所・2号箇所）	R 8. 3. 19	26,345	(株)上杉組
農業用施設災害復旧工事（餅田小屋 地区）	R 8. 3. 27	19,459	日通プロパン鷹巣販売(有)
農業用施設災害復旧工事（上葛黒岱 （2）地区）（その2）	R 8. 3. 30	11,626	(有)アート住備
令和7年9月1日～3日発生豪雨災 害 農地・農業用施設災害実施設計 書作成業務委託（その4）	R 8. 4. 28	14,190	創和技術(株) 北秋田営業 所
産業部 37件		1,377,468	
森吉山登山道維持管理業務委託	R 8. 4. 21	11,447	特定非営利活動法人森吉山

工事等発注一覧表 ※1,000万円以上（消費税含む）			
		令和8年1月1日～令和8年4月30日	
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
太平丸解体処理工事	R 8. 4. 23	20,350	天喜建設(株)
阿仁スキー場 ゴンドラ索受装置修繕工事	R 8. 4. 23	36,300	JFEプラントエンジニア(株)営業本部
観光文化スポーツ部 3件		68,097	
河川災害復旧工事（準用河川 馬屋沢川 右岸）	R 8. 1. 23	13,849	(株)大川建設
河川災害復旧工事（準用河川 小摩当川 左岸）	R 8. 1. 23	11,770	(有)松尾土木
河川災害復旧工事（準用河川 増沢川 左岸）	R 8. 1. 23	13,420	(有)宗和
道路災害復旧工事（1級市道 高校線）	R 8. 1. 23	23,430	(有)宗和
機器更新工事（鷹巣浄化センターその3）	R 8. 2. 16	85,580	大館桂工業(株)
維持管理業務委託（阿仁地区小型合併浄化槽）	R 8. 2. 19	20,556	(有)鷹阿二清掃興業
道路災害復旧工事（2級市道 小様三枚線）	R 8. 2. 20	18,095	(株)松岡組
道路災害復旧工事（1級市道 荒瀬川線）	R 8. 2. 20	92,070	秋田土建(株)
道路災害復旧工事（1級市道 七日市～松沢線）	R 8. 2. 20	24,200	長岐建設(株)
道路災害復旧工事（その他市道 小阿仁線）	R 8. 2. 20	19,250	(有)宗和
公園管理委託（中央公園）	R 8. 2. 20	10,560	かつら造園建設(株)
浄化センター維持管理業務委託	R 8. 2. 20	122,760	山岡工業(株)
河川災害復旧工事（普通河川 間内沢川）	R 8. 3. 6	10,659	(有)千葉建設
道路災害復旧工事（1級市道 ブナ森線）	R 8. 3. 6	15,895	(株)上杉組
道路災害復旧工事（1級市道 七日市～松沢線）	R 8. 3. 6	19,965	(株)芳賀工務店

工事等発注一覧表 ※1,000万円以上（消費税含む）			
		令和8年1月1日～令和8年4月30日	
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
道路災害復旧工事（2級市道 萱草幸屋線）	R 8. 3. 6	22,550	(株)上杉組
河川災害復旧工事（準用河川 田の沢川）その2	R 8. 3. 9	19,195	(有)宗和
橋梁補修詳細設計業務委託（鷹巣橋（歩道部））	R 8. 3. 19	22,840	(株)フルテック秋田支店
第2次北秋田市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定業務委託	R 8. 4. 23	14,998	(株)福山コンサルタント秋田営業所
建設部 19件		581,642	
入出金機オンライン送金委託	R 8. 1. 23	30,856	ALSOK 秋田(株)
会計課 1件		30,856	
消防救急デジタル無線設備保守委託（消防本部）	R 8. 2. 13	11,600	(株)ゼネラル 東北情報通信ネットワーク営業部
測量調査設計委託（旧合川分署方面）	R 8. 4. 23	13,530	奥山ボーリング(株)北秋田営業所
消防本部 2件		25,130	
小学校校内通信ネットワーク保守業務	R 8. 2. 20	11,770	日興通信(株) 秋田支店
倉庫棟解体工事（鷹巣中学校）	R 8. 4. 23	11,550	朝日建設(株)
教育委員会 2件		23,320	
北秋田市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置・撤去業務委託	R 8. 2. 24	12,388	(有)碓谷建築
選挙管理委員会 1件		12,388	
合計 88件		2,642,607	

< 税務課関係 >

令和8年度の軽自動車税と純固定資産税の当初調定額及び4月末現在における令和7年度分の市税等収納状況については、次のとおりとなっております。

また、納税環境の整備については、開庁時間内に来庁できない納税者への相談の機会を提供するため、夜間・休日の納税相談窓口を4月に3回開設しております。

区 分	調 定 額		
	令和8年度課税分 (円)	令和7年度課税分 (円)	前年比 (%)
軽自動車税 (R7種別割)	105,109,400	103,375,000	101.68
純固定資産税	1,623,111,200	1,596,029,000	101.70

区 分	課税台数と納税義務者数		
	令和8年度課税分	令和7年度課税分	対前年
軽自動車税 (R7種別割)	14,969台	15,061台	△92台
純固定資産税	17,237人	17,366人	△129人

令和7年度分の収納状況 (4月末現在)

税 目		調 定 額 (円)	収入済額 (円)	収納率 (%)	前年同 (%)
個人市民税	現	1,095,191,564	1,086,351,640	99.19	99.28
	滞	15,041,038	3,028,742	20.14	20.79
法人市民税	現	133,127,000	133,452,300	100.24	99.75
	滞	1,246,000	150,000	12.04	14.25
純固定資産税	現	1,527,412,400	1,504,368,432	98.49	98.74
	滞	60,665,558	5,129,876	8.46	10.52
国有資産等市町村交付金		95,623,800	95,623,800	100.00	100.00
軽自動車税 (種別割)	現	102,018,600	100,984,800	98.99	99.28
	滞	1,438,533	223,500	15.54	28.99
(環境性能割)		10,252,800	10,252,800	100.00	100.00
市たばこ税		208,344,284	208,344,284	100.00	100.00
入湯税	現	1,877,550	1,877,550	100.00	98.35
	滞	37,800	0	0	—
国民健康保険税	現	469,163,700	449,572,965	95.82	95.72
	滞	44,915,158	6,879,804	15.32	18.81
合 計		3,766,355,785	3,606,240,493	95.75	95.88

市民生活部

<生活環境課関係>

令和7年度の北秋田市のごみ搬入については、総数量が1万866トンとなっております。内訳は、可燃ごみが8,077トンで前年度比147トンの減少、不燃ごみが426トンで同23トンの減少、資源ごみが817トンで同49トンの減少、粗大ごみが66トンで同22トンの増加、汚泥が1,480トンで同12トンの減少となっております。

2月19日、「交通死亡事故ゼロ365日」を達成したとして、秋田県警察本部長表彰を受賞しました。

3月9日、「無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）」をテーマとした男女共同参画社会づくり講座を森吉コミュニティセンターで開催しました。自分の偏った固定観念に気づき、行動にかなげていくことが地域の活性化につながることの重要性について理解を深めました。

3月12日、北秋田市空家等対策協議会を開催し、7件を特定空家等として、また9件を管理不全空家等として認定しました。所有者等への適切な指導を行い、速やかな改善を促してまいります。

4月6日、北秋田地区交通安全集会在市民ふれあいプラザで開催され、交通安全に功労のあった個人と団体が表彰されました。また、4月6日から15日まで、春の全国交通安全運動が実施されました。

4月19日、春の全市一斉クリーンアップが市内全域で実施されました。早朝から4,181人の市民に参加をいただき、環境保全に努めました。

消費者行政については、消費生活センターにおいて消費者からの相談受付やトラブルの未然防止等に取り組んでおります。消費者月間中の5月27日には、鷹巣地区の大型ショッピングセンター2店舗前において、特殊詐欺等の被害防止と消費生活センター相談窓口の周知を図る街頭啓発活動を実施しました。

<市民課関係>

令和8年4月末現在の住民登録者数は2万6,826人（うち外国人258人）で、その内訳は、男1万2,709人（同56人）、女1万4,117人（同202人）、世帯数は1万3,195世帯（うち外国人を含む世帯241世帯）となっております。前年同期に比べ、住民登録者数が732人の減少、世帯数が136世帯の減少となっております。

マイナンバーカードについては、総務省が公表している市民の保有枚数が2万3,803枚で、令和7年1月1日現在の人口に占める保有率は85.5%となっております。

国民健康保険については、4月末現在の被保険者数は5,115人、加入世帯数は3,779世帯で、前

年同期に比べ被保険者数が 294 人の減少、加入世帯数が 196 世帯の減少となっております。

後期高齢者医療については、4 月末現在の被保険者数は 7,722 人で、前年同期に比べ、12 人の減少となっております。

健康福祉部

<福祉課関係>

令和 8 年 3 月、「一人ひとりが、地域に関心を持ち、共に支え合いながら暮らすまち 北秋田市」を基本理念に、令和 8 年度から令和 12 年度を計画期間とする「北秋田市第 3 次地域福祉計画・第 3 次地域福祉活動計画」を策定しました。

給付金事業については、令和 7 年 12 月 1 日を基準日とした市内の施設入所者を除く全世帯の世帯主を対象とした「灯油購入費助成事業」を実施し、1 万 1,421 世帯へ 1 億 5,989 万 4,000 円の給付を行い、事業を終了しております。また、令和 8 年 3 月 1 日を基準日とした「非課税世帯物価高騰対策給付事業」は 4 月から申請受付を開始し、4 月申請分の支給状況は 4,501 世帯、4,501 万円の給付となっております。

<こども課関係>

児童福祉施設の状況については、令和 8 年 4 月 1 日現在、市内に住所を有する児童の保育所等への入所数は、公立保育所 51 人、私立保育所等 369 人の計 420 人、放課後児童クラブの登録児童数は、489 人となっております。

全てのこどもの育ちを支える取組として、「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」を開始し、公立保育所において受入体制を整備しております。

ひとり親家庭入学祝金事業については、児童・生徒の新入学に係るひとり親家庭への経済的支援を目的に、小中学校入学祝金として 2 万円、高等学校等入学祝金として 5 万円を、小学生 10 人、中学生 30 人、高校生 28 人に支給しました。

妊産婦やその家族への身体的・経済的支援として実施している「きたあきた出産まるっと応援事業」については、4 月末現在、通院費かかり増し支援 9 件、きょうだい預かり支援 6 件の申請、妊産婦あんしんタクシー事業 6 件の登録となっております。

妊婦・子育て中の母親や育児中の家族を対象とした交流の場である「おいDAY」については、助産師相談や離乳食指導も取り入れ、4 月末日現在 25 組 51 人が参加しております。

<高齢福祉課関係>

5月16日、高校生を対象とした介護職員初任者研修の開講式を開催し、14人の高校生が資格取得に向けて受講しております。

介護保険については、4月末現在の要支援・要介護認定者数が2,619人（前年同期比42人減）で、このうちサービス受給者は2,123人（前年同期比90人減）、認定に対する受給率は81.1%（前年同期比2.1%減）となっております。

<医療健康課関係>

成人保健事業については、2月26日に「すこやか健康講座」の3回目を開催しました。北秋田市民病院歯科口腔外科診療科長の中川祥氏を講師に招き、「かむ力で元気長寿～人生100年時代をいきいきと～」と題した講演を行い、市民76人が参加しました。また、講演後には「7520 よい歯の認定式」を行い、認定者26人のうちご出席いただいた9人に認定証を贈呈しました。

予防接種事業については、3月末時点でインフルエンザ予防接種者数は、高齢者が6,439人、子ども及び妊婦が延べ1,658人となりました。昨年度と比較して、高齢者の接種者数は増加しております。その他の予防接種者数は、新型コロナウイルスが1,043人、高齢者肺炎球菌が483人、帯状疱疹が延べ1,384人となっております。

成人健診事業については、地域巡回型の集団健診をはじめ、胃がん検診や女性の検診を4月13日から順次実施しております。今後も病気の早期発見につながるよう、受診勧奨に努めてまいります。

産 業 部

<農林課関係>

稲作については、4月から5月上旬にかけて好天に恵まれ、苗の生育や春作業は順調に進んでおります。今後は農業指導機関と連携して適切な水管理等に努めるよう指導・啓発の対応をしてまいります。

牧場運営については、夏山冬里方式により健康な肉用牛を育てるとともに畜産農家の労力軽減、複合経営の一翼を担うことを目的とし、5月1日鷹巣牧場での入牧式において、雌牛19頭と種雄牛1頭が入牧しました。

緑化推進事業については、4月に関係団体や自治会に緑の募金への協力をお願いし、今後は市民参加の緑化活動を支援してまいります。

森林経営管理事業については、第7期の阿仁長畑地区等における意向調査及び第6期の阿仁幸屋地区等における集積計画作成業務が完了しております。また、航空レーザー計測成果を活用した、地形解析及び森林資源解析業務についても完了しております。

鳥獣被害対策としてツキノワグマ対策については、昨年に引き続きゾーニング管理の継続と広報に努めております。令和8年4月1日から5月15日までの市内のクマ目撃件数は24件、前年比で5件減（約0.8倍）、特に管理強化ゾーンとその内側では、目撃件数は6件、前年比で13件減（約0.3倍）となっており、秋田県全体の同期間の目撃件数が前年比で426件増（約2.7倍）に比べ低調に推移しております。今後も農作物等被害及び人身被害の未然防止対策について関係団体と連携し取り組んでまいります。

令和7年5月、8月及び9月の豪雨により被災した農地及び農業用施設の災害復旧工事について、被災した114箇所のうち111箇所については、既に発注済みであり、そのほか3箇所については、今年度を実施設計を行い工事の早期発注に向け取り組んでまいります。

また、令和7年8月及び9月の豪雨により被災した林道3路線9箇所については、全箇所が契約済みであり早期完成に向け工事を進めてまいります。

<産業政策課関係>

2月15日、東京都千代田区の東京交通会館で開催された「あきた就職フェア」に出展し、市ブースを訪れた4人の方に移住支援施策や継業支援の説明を行いました。県内参加企業（76社）と連携しながら当市への雇用促進啓発を行いました。

3月5日、北秋田市小又で操業する楽器用木材加工ヤマハミュージッククラフト秋田で敷地内に建設する新工場「新1号棟」の地鎮祭が行われ、工事の安全を祈願しました。

3月12日、市民ふれあいプラザにおいて地域経済の活性化と市内業者の事業継続を後押しするため、東北経済産業局から講師を招いて「経済産業省施策に関する説明会」を開催しました。

3月26日、秋田県庁においてソフトウェア開発を手がけるGAOGAO株式会社と立地協定締結式を行いました。

3月1日から31日まで、エネルギー価格高騰などにより、厳しい経営状態が続く市内貨物運送事業者に対し、国の重点支援地方交付金を活用し、北秋田市物流事業者支援事業補助金を交付して運営費掛かり増し分の一部を支援することで、安定した輸送力による地域経済活動の確保と事業の継続を図りました。

4月1日、結婚支援業務を担う地域おこし協力隊として藤嶋敦子さん（愛知県出身）へ委嘱状を交付しました。今後は、結婚支援業務の企画提案や情報発信、出会い・結婚希望者の方への対応などに取り組んでまいります。

4月18日、エネルギー価格及び食料品等の価格高騰により落ち込んだ市内消費を刺激し、市民生活の負担軽減を図ることを目的に、国の重点支援地方交付金を活用したプレミアム付き応援チケットの販売を開始しました。

5月17日、東京都千代田区の東京交通会館で開催された「東北移住&つながり大相談会2026」に出展し、移住に興味や関心がある9人に当市の魅力や移住体験・支援制度を紹介しました。

5月29日、30日、東京都中央区の移住・交流情報ガーデンで開催された「あきた県北合同移住交流フェア」に出展し、来場者に移住支援制度などの説明や相談を行いました。

観光文化スポーツ部

<観光課関係>

3月21日及び22日、道の駅たかのすにおいて「第31回もちっこ市」を開催し、2,000人が来場しました。

日本三大樹氷観賞地である森吉山の「樹氷観賞」については3月5日まで、森吉山阿仁スキー場については4月26日までの営業となりましたが、天候不良の影響があったものの、4万2,983人（昨年度4万3,721人）と多くの方々にご来場いただきました。中でも訪日外国人は1万1,454人（昨年度6,620人）と大幅に増加しました。

4月13日から5月8日まで「第75回鷹巣中央公園桜まつり」が開催され、夜間のライトアップや出店など、大勢の花見客が訪れました。

くまぐま園については、4月29日に開園し、ゴールデンウィーク期間を含む5月6日までの8日間で3,020人（昨年度1,903人）が来場し、こぐまとのふれあいや、ひぐまへのエサやり体験などを行いました。

森吉山山開きについては、5月3日に開催され、関係者の皆様をはじめ、多くの登山愛好者の参加のもと、今年1年の登山の安全を祈願しました。

台湾の台湾黒熊保育協会が5月10日から12日の日程で本市を訪問し、くまぐま園の視察やマタギ体験を通じて交流を深め、熊の保護教育分野における相互学習、今後の協力及び連携の可能性について意見交換を行いました。

宿泊需要の喚起と地域内消費の拡大を目的に、5月1日から8月30日までの期間、市内宿泊施設を利用した宿泊客に対し、市内の飲食店や小売店等で使用できる「地域限定クーポン券」を配付する「北秋田市夏季おもてなし宿泊支援事業」を実施しております。

<文化スポーツ課関係>

文化振興事業については、2月15日、文化会館において、「トップダンサーズドリームライブ公演」が開催され、本格的なダンスが披露されました。また、地域のダンスチームの子どもたちとのコラボ企画や観客もその場で一緒に踊れる会場参加型の演出が行われました。

3月15日、浜辺の歌音楽館において、「みんなのフリーコンサート」を開催し、7団体の出演者によるピアノやギター演奏、合唱などが披露されました。

3月11日から21日まで、浜辺の歌音楽館において「特別展 浜辺の歌をめぐる物語～名曲誕生から現在まで～」を開催し、14日には学芸員によるギャラリートークも行われました。成田為三直筆のさくら変奏曲の楽譜などの貴重な資料を元に、浜辺の歌が日本を代表する歌となった経緯を紹介しました。また、楽譜をモチーフにしたしおりづくりのワークショップでは、来場者がそれぞれ思い思いのデザインでしおりを作成しました。

3月22日、浜辺の歌音楽館において、「スプリングコンサート」を開催しました。浜辺の歌少年少女合唱団が春の歌などを披露したほか、特別出演した北秋田市在住のインドネシアなどの出身者による歌や舞踊のステージも行われ、最後は全員で浜辺の歌を合唱し、来場者の交流を図ることが出来ました。

5月17日、浜辺の歌音楽館において、「みんなのフリーコンサート」を開催しました。ピアノ演奏や打楽器などによるステージに加え、有志によるカフェも開設され、地域の賑わいづくりにつながりました。

文化財・世界遺産事業については、4月4日、伊勢堂岱遺跡に隣接する湯車川において「第16回カムバック縄文サーモン」を開催し、約80人がサケの稚魚2万5,000匹を放流しました。

5月2日から6日まで「伊勢堂岱遺跡ジュニアボランティアガイド」を実施し、小学校5年生から高校3年生までの児童・生徒が、県内外からの来訪者に遺跡の魅力を伝えました。

スポーツ振興事業については、2月21日、「第41回県民歩くスキーのつどい」を3年ぶりに開催し、市内外から82人が参加しました。

4月18日、県立北欧の杜公園において「第62回河田杯マラソン・大館北秋田ロードレース大会」を開催し、市内外から86人の選手が参加しました。

建設部

<建設課関係>

令和8年1月1日から令和8年4月30日までの道路関係工事等発注及び完成状況については、下記のとおりとなっております。

工事等発注一覧表	
工事名又は業務名等	
橋梁補修詳細設計業務委託（鷹巣橋(歩道部)）	橋梁補修工事（岩谷2号橋）②
道路メンテナンス事業 2件	
道路災害復旧工事（1級市道 高校線）	道路災害復旧工事（1級市道 ブナ森線）
河川災害復旧工事（準用河川 田沢川 左岸）	河川災害復旧工事（準用河川 馬屋沢川 右岸）
河川災害復旧工事（準用河川 小摩当川 左岸）①	河川災害復旧工事（準用河川 増沢川 左岸）
道路災害復旧工事（1級市道 綴子～小田線）①	道路災害復旧工事（1級市道 綴子～小田線）②
道路災害復旧工事（2級市道 小様三枚線）	道路災害復旧工事（1級市道 荒瀬川線）⑪
道路災害復旧工事（その他市道 荒瀬萱草線）	道路災害復旧工事（2級市道 萱草幸屋線）
道路災害復旧工事（1級市道 小森～七日市線）	道路災害復旧工事 （1級市道 七日市～松沢線）①
道路災害復旧工事 （1級市道 七日市～松沢線）②	道路災害復旧工事 （1級市道 七日市～松沢線）③
道路災害復旧工事（2級市道 大畑～葛黒線）	道路災害復旧工事（その他市道 四渡線）
道路災害復旧工事（1級市道 摩当沢線）	道路災害復旧工事（その他市道 小阿仁線）
河川災害復旧工事（準用河川 小摩当川）	河川災害復旧工事（準用河川 馬屋沢川）
河川災害復旧工事（準用河川 務沢川）	道路災害復旧工事（その他市道 小森元軌道線）
道路災害復旧工事（その他市道 高村岱小森線）	道路災害復旧工事（その他市道 寄延沢線）③
道路災害復旧工事 （その他市道 根森田アクセス1号線）	河川災害復旧工事（準用河川 田の沢川）その3
河川災害復旧工事（普通河川 間内沢川）	河川災害復旧工事（準用河川 田の沢川）その2
道路災害復旧工事 （その他市道 七日市～妹尾館線）	道路災害復旧工事（その他市道 寄延沢線）②
道路災害復旧工事（その他市道 根森田上悪戸線）	
公共土木施設災害復旧事業 33件	
第2次北秋田市都市計画マスタープラン及び 立地適正化計画策定業務委託	
都市計画マスタープラン策定事業 1件	
設計監理業務委託（明田団地第2期）	
公営住宅整備事業 1件	

工事等完成一覧表	
工事名又は業務名等	

排水維持工事（1級市道 駅前木戸石線）	交通安全施設工事（その他市道 掛泥1号線）
道路等維持事業 2件	
調査測量設計業務委託 （その他市道 小中岱～舟見町線）	
道路新設改良事業 1件	
橋梁補修工事委託（鉄道交差橋）	北秋田市道路橋定期点検業務委託
北秋田市道路トンネル定期点検業務委託	橋梁補修工事（平田橋）
橋梁補修工事（五兵衛沢橋）	橋梁補修工事（糠沢橋）
橋梁補修工事（横淵橋）	橋梁補修工事（岩谷2号橋）①
橋梁補修工事（岩谷3号橋）	
道路メンテナンス事業 9件	
河川維持工事（準用河川 大堤川）	
河川維持事業 1件	
河川浚渫工事（準用河川 摩当沢川）	河川浚渫工事（準用河川 田ノ沢川）
河川浚渫工事（準用河川 田沢川）	河川浚渫工事（普通河川 荒瀬川）
河川・浚渫等維持事業 4件	
道路災害復旧工事（1級市道 荒瀬川線）④	道路災害復旧工事（1級市道 荒瀬川線）⑨
河川災害復旧工事（普通河川 荒瀬川 右岸）	道路災害復旧工事（1級市道 荒瀬川線）⑩
局所がけ崩れ対策工事（阿仁水無地区）	河川災害復旧工事（準用河川 増沢川 左岸）
河川災害復旧工事（準用河川 務沢川）	河川災害復旧工事（準用河川 摩当沢川）
道路災害復旧工事（1級市道 駅前通線）	道路災害復旧工事（その他市道 寄延沢線）
河川災害復旧工事（準用河川 田の沢川）その3	
公共土木施設災害復旧事業 11件	
第2次北秋田市都市計画マスタープラン及び 立地適正化計画策定業務委託	
都市計画マスタープラン策定事業 1件	
第3次北秋田市住生活基本計画及び 公営住宅等長寿命化計画策定業務委託	
住生活基本計画策定事業 1件	
建設実施設計委託（明田団地第2期）	解体工事（明田団地S54年築3棟）
公営住宅整備事業 2件	

住宅リフォーム支援事業「北秋田市住まいる応援事業」については、令和8年1月1日から令和8年4月30日までに35件の申込みをいただいております。

<上下水道課関係>

令和8年1月1日から令和8年4月30日までの上下水道関係工事等の発注状況及び完成状況については、下記のとおりとなっております。

工事等発注一覧表	
工事名又は業務名等	
不断水ストッパー設置工事 (市道 大町～川戸沼線)	綴子地区配水管移設補償工事 (東館工区)
漏水等修繕 (市道 大町～川戸沼線)	漏水等修繕 (鷹巣橋添架管)
耐震診断業務委託 (鷹巣配水池)	水道管路埋設調査業務 (鷹巣字西大柳岱 地内ほか)
水道事業 6件	
機器更新工事 (鷹巣浄化センターその3)	積算資料作成業務委託 (鷹巣処理区その1)
下水道事業 2件	

工事等完成一覧表	
工事名又は業務名等	
老朽管更新工事 (中村地区)	老朽管更新工事 (浦田地区)
基幹管路更新工事 (前山地区)	非常用自家発電機更新工事 (比立内浄水場)
残留塩素計更新工事 (川口浄水場)	テレメータほか更新工事 (吉田計量場)
水質計器更新工事 (小様浄水場)	取水井水位計更新工事 (摩当浄水場)
無停電電源装置更新工事 (鷹巣浄水場ほか)	加圧ポンプユニット交換工事 (緑ヶ丘加圧ポンプ場)
不断水ストッパー設置工事 (市道 大町～川戸沼線)	漏水等修繕 (市道 大町～川戸沼線)
漏水等修繕 (鷹巣橋添架管)	阿仁地区水道施設監視システム整備工事実施設計 業務委託
水道管路埋設調査業務 (鷹巣字西大柳岱 地内ほか)	
水道事業 15件	
マンホールポンプ監視通報装置交換修繕 (米内沢処理区)	ます設置工事 (鷹巣処理区その6)
ポンプ更新工事 (米内沢処理区その1)	北部1号幹線整備工事 (鷹巣処理区その1)
北部1号幹線整備工事 (鷹巣処理区その2)	令和4年度における北秋田市公共下水道根幹的 施設の建設工事委託

北秋田市公共下水道米内沢浄化センターの建設 工事委託	マンホール形式ポンプ場詳細設計業務委託 (鷹巣処理区その1)
公共下水道事業計画等作成業務委託 (鷹巣処理区ほか)	ストックマネジメント計画実施方針改定業務委託 (鷹巣浄化センター)
内水浸水想定区域図作成業務委託 (鷹巣処理区)	
下水道事業 11件	
不明水対策工事 (羽根山地区その1)	マンホールポンプ監視通報装置交換修繕 (根田芹沢地区)
監視通報装置交換修繕 (農業集落排水処理区)	照明機器修繕 (合川地区)
農業集落排水事業 4件	

消防本部

<常備消防関係>

2月から4月までの火災発生状況及び消防活動については、火災は建物火災が2件、林野火災が2件発生し、人的被害は死者1人、傷者2人となっております。

救急出場は455件で、急病が最も多く314件となっております。救急救命士が行った医療処置は、血管確保が18件、薬剤投与が17件、気管挿管が16件となっております。ドクターヘリ要請は9件、搬送人員は7人で三次医療機関への施設間搬送が6人、覚知要請が1人となっております。

救助出場は16件で、うち交通事故が8件、建物事故、自然災害がそれぞれ2件、機械事故が1件、その他の救助事案が3件となっております。

4月22日、岩手県大槌町で発生した大規模な林野火災への出動要請を受けて、4月24日から5月4日まで緊急消防援助隊として延べ24人を現地へ派遣し、消火及び警戒活動に従事しました。

火災予防については、4月5日から11日まで春の火災予防運動を実施しました。4月5日には市内大型商業施設3か所において、住宅用火災警報器の設置や維持管理について消防団と合同で啓発を行ったほか、危険物施設がある消防対象物の立入検査を実施するなど、防火安全対策の指導に努めております。また、住宅用火災警報器について、5月初旬に設置状況調査を行ったところ、管内の設置率は75.0%となっております。

訓練については、3月9日、日本海沿岸東北自動車道二ツ井今泉道路の開通を前に能代山本広域消防本部とトンネル内での火災を想定した合同訓練を実施し、連携を図っております。

「県民防災の日」訓練として、5月19日、阿仁下新町自治会、5月25日、米内沢小学校において地震を想定したシェイクアウト訓練や避難訓練、火災時の初期消火訓練や放水体験を実施したほ

か、5月26日、綴子小学校において防災訓練を実施し、防災意識の高揚と関係機関との連携強化を図っております。

救急救命士の養成については、3月に行われた「救急救命士国家試験」に1人が合格し、救急救命士として医療行為を行うための病院実習を実施しております。

<非常備消防関係>

消防団員の教育や研修については、3月に秋田県消防学校において、「消防団員基礎教育」に2人、「消防団員幹部教育指揮幹部科現場指揮課程」に1人が入校し、各課程を修了しております。

4月5日、春の火災予防運動週間初日に、鷹巣中央公園及び阿仁河川公園で一斉放水訓練を実施しました。ポンプ車、小型ポンプ及び資機材の点検整備を行うとともに、消防団員の基本的な消防活動技術の向上に努めております。

消防団員数は、4月1日現在、定数670人に対し493人（充足率73%）と団員数の減少の課題に直面しておりますが、4月以降昨年度より9人多い18人が入団となっております。更なる入団促進を図り、団員確保に努めてまいります。

教育委員会

<教育総務課関係>

4月10日、あきたリフレッシュ学園において令和8年度始業式を行い、9人の学園生でスタートしました。学習活動や体験活動を通じて、学校復帰及び社会参画に向けて引き続き支援してまいります。

各小・中学校の整備については、鷹巣中学校体育館改築工事及び同校倉庫等解体工事を予定しております。特に改築工事は、3か年にわたる施工期間となることから、学校生活や地域住民の生活への影響を考慮し、安全に配慮した施工に努めてまいります。

5月18日、北秋田市奨学資金貸付審査会を開催し、4人の奨学生にかかる奨学金の貸付を決定しました。

5月21日、第1回総合教育会議を開催し、北秋田市教育大綱の策定や部活動地域展開基本構想、教職員の多忙化防止計画や令和8年度の主な教育施策等について、協議等を行いました。

<学校教育課関係>

4月7日、各小・中学校及び義務教育学校において始業式が行われました。また、各中学校及び義務教育学校では同日に入学式が行われました。

4月8日、各小学校の入学式が行われました。今年度は小学校6校に85人、中学校3校に154人、義務教育学校に3人の児童・生徒が入学しました。4月1日現在の児童・生徒数は小学校742人、中学校472人、義務教育学校51人、計1,265人で、特別支援学級を含む学級数は小学校51学級、中学校21学級、義務教育学校10学級となっております。

4月23日、全国学力・学習状況調査が行われ、各小学校及び義務教育学校6年生と各中学校3年生及び義務教育学校9年生が国語と数学の問題に取り組みました。中学英語はオンラインで出題・解答するCBT方式で、4月20日以降に分散して実施されました。

4月24日、「北秋田市教育センターの所員総会」をオンラインと参集のハイブリッドで開催し、本年度の活動がスタートしました。

4月28日、「北秋田市幼保小連携会議」が行われ、今年度の「幼保小架け橋プログラム」推進に係る協議を行い、昨年度のモデル地区の実践を基に、市内全小学校区及び義務教育学校区による「架け橋カリキュラム」策定について確認しました。

各小・中学校及び義務教育学校の運動会や体育祭は、5月9日を皮切りに最終は31日に行われました。

<生涯学習課関係>

2月6日、文部科学省において「家庭教育支援チームの活動の推進に係る文部科学大臣表彰式」が行われ、北秋田市の「にこっと」が表彰されました。

新年度の高齢者大学事業については、豊かな生きがいづくりと心身ともに健康に過ごすことを目指し、高鷹大学、合川ことぶき大学、森吉大学、阿仁生き生き大学において総計270人の受講生を迎えスタートしました。

定期講座については、市民ふれあいプラザと各地区の公民館において、市民のニーズに応えた38の定期講座を開設し、誰もが交流しながら積極的に学び合える機会を提供しております。

議案第55号

北秋田市公告式条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市公告式条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年6月9日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

行政事務の効率化及びデジタル化の推進を図る観点から、条例の公布等に係る市ホームページによる公表の規定を新設するとともに、掲示場の見直し及び公印の押印廃止に伴う所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第 号

北秋田市公告式条例の一部を改正する条例

北秋田市公告式条例（平成17年北秋田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表の」を「次の」に改め、同項に次の表を加える。

名称	位置
北秋田市役所前掲示場	北秋田市花園町19番1号

第4条第1項中「記入して市長印を押さなければならない」を「記入しなければならない」に改める。

第5条第2項中「「当該機関名」を「、「当該機関名」に改め、「、「市長印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と」を削る。

本則に次の1条を加える。

（情報の公表）

第7条 第2条から第5条までの規定により、条例若しくは規則（規則及び市長を除く市の機関の定める規則で公表を要するものをいう。以下同じ。）又は規程（規則以外の市長の定める規程で公表を要するもの及び市長を除く市の機関の定める規程で公表を要するものをいう。以下同じ。）を公布し、又は公表したときは、当該条例、規則又は規程に関する情報を市のホームページに掲載して公表するものとする。この場合において、当該公布文書又は公表文書に署名があるときは、当該署名は、氏名の記名をもってこれに代えるものとする。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

（北秋田市入湯税条例の一部改正）

2 北秋田市入湯税条例（平成17年北秋田市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「（様式第1号）」を削る。

第8条中「（様式第2号）」を削る。

様式第1号及び様式第2号を削る。

（北秋田市火入れに関する条例の一部改正）

3 北秋田市火入れに関する条例（平成17年北秋田市条例第179号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「様式第1号。」を削る。

第4条第1項中「様式第2号。」を削る。

様式第1号及び様式第2号を削る。

(資料) 北秋田市公告式条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前				
<p>(条例の公布)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 条例の公布は、次の <u>掲示場</u> に掲示して行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北秋田市役所前掲示場</td> <td>北秋田市花園町19番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(規程の公表)</p> <p>第4条 規則を除くほか、市長の定める規程で公表を要するものは、公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない</p> <p>—。</p> <p>2 (略)</p> <p>(市の機関の定める規則及び規程の公表)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前条の規定は、市長を除く市の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは、「<u>当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名</u>」と <u>読み替えるものとする。</u></p> <p>(情報の公表)</p> <p>第7条 <u>第2条から第5条までの規定により、条例若しくは規則(規則及び市長を除く市の機関の定める規則で公表を要するものをいう。以下同じ。)又は規程(規則以外の市長の定める規程で公表を要するもの及び市長を除く市の機関の定める規程で公表を要するものをいう。以下同じ。)を公布し、又は公表したときは、当該条例、規則又は規程に関する情報を市のホームページに掲載して公表するものとする。この場合において、当該公布文書又は公表文書に署名があるときは、当該署名は、氏名の記名をもってこれに代えるものとする。</u></p>	名称	位置	北秋田市役所前掲示場	北秋田市花園町19番1号	<p>(条例の公布)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 条例の公布は、<u>別表</u>の掲示場に掲示して行う。</p> <p>(規程の公表)</p> <p>第4条 規則を除くほか、市長の定める規程で公表を要するものは、公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない</p> <p><u>い。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(市の機関の定める規則及び規程の公表)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前条の規定は、市長を除く市の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「<u>当該機関名</u> <u>又は当該機関を代表する者の氏名</u>」と、「<u>市長印</u>」とあるのは「<u>当該機関の印又は当該機関を代表する者の印</u>」と読み替えるものとする。</p>
名称	位置				
北秋田市役所前掲示場	北秋田市花園町19番1号				

改正後	改正前	
	別表（第2条関係）	
	所在地	場所
	北秋田市花園町19番1号	北秋田市役所前
	北秋田市新田目字大野82番地2	合川庁舎総合窓口センター前
	北秋田市米内沢字七曲23番地	森吉庁舎総合窓口センター前
	北秋田市阿仁前田字下モ川端167番地1外	森吉庁舎総合窓口センター前田出張所前
	北秋田市阿仁銀山字下新町41番地1	阿仁庁舎総合窓口センター前
	北秋田市阿仁幸屋渡字山根22番地4	阿仁庁舎総合窓口センター大阿仁出張所前

(資料) 北秋田市公告式条例の一部を改正する条例 新旧対照表

【附則第2項関係】北秋田市入湯税条例（平成17年北秋田市条例第63号）の一部改正

改正後	改正前																									
<p>(入湯税の特別徴収の手続)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した入湯税納入申告書_____を市長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(入湯税に係る更正、決定等の通知)</p> <p>第8条 法第701条の9第4項の規定による入湯税に係る更正若しくは決定の通知、法第701条の12第4項による入湯税に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第701条の13第4項の規定による入湯税に係る重加算金額の決定の通知は、入湯税更正（決定）通知書_____による。</p>	<p>(入湯税の特別徴収の手続)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した入湯税納入申告書(様式第1号)を市長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(入湯税に係る更正、決定等の通知)</p> <p>第8条 法第701条の9第4項の規定による入湯税に係る更正若しくは決定の通知、法第701条の12第4項による入湯税に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第701条の13第4項の規定による入湯税に係る重加算金額の決定の通知は、入湯税更正（決定）通知書(様式第2号)による。</p> <p>様式第1号（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">入湯税納入申告書</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="3"></td> <td style="text-align: center;">登録番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">入湯税納入申告書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営業種類</td> <td></td> <td style="text-align: center;">称</td> <td style="text-align: center;">号</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営業所所在地</td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">営業主の住所・氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課税標準</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">税</td> <td style="text-align: center;">額</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table>				登録番号		入湯税納入申告書					営業種類		称	号		営業所所在地		営業主の住所・氏名			課税標準	人	税	額	円
			登録番号																							
入湯税納入申告書																										
営業種類		称	号																							
営業所所在地		営業主の住所・氏名																								
課税標準	人	税	額	円																						

改正後

改正前

年 月 日

北秋田市長 様

特別徴収義務者

氏 名

㊞

北秋田市入湯税条例第6条第3項の規定により、入湯税の納入
について申告します。

年 月 分 入 湯 税 納 入 明 細 書

日	課 税 標 準	税 額	備 考	日	課 税 標 準	税 額	備 考
1	人	円		17	人	円	
2				18			
3				19			
4				20			
5				21			
6				22			
7				23			
8				24			
9				25			
10				26			
11				27			
12				28			
13				29			
14				30			
15				31			
16							
				計			

改正後	改正前																																		
	様式第2号（第8条関係） 入湯税更正（決定）通知書																																		
	入湯税更正（決定）通知書 第 _____ 号 _____ 年 _____ 月 _____ 日 特別徴収義務者 _____ 住所 _____ （所在地） 申告書提出期限 _____ 氏名 _____ 様 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ （名称） 申告書提出日 _____ 北秋田市長 _____ 印 _____ 年 _____ 月 _____ 日																																		
	北秋田市入湯税条例第8条の規定により次のとおり更正（決定）しましたので、納期限までに納めてください。																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;"></th> <th style="width: 10%;">課税標準</th> <th style="width: 10%;">税率</th> <th style="width: 10%;">税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>更正（決定）による課税標準額等 a</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>既に納入の確定した税額 b</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>この通知書により納入すべき税額 a-b</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th style="width: 70%;"></th> <th style="width: 10%;">基礎となる税額</th> <th style="width: 10%;">税率</th> <th style="width: 10%;">加算金額</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">更正（決定）による加算金額</td> <td>過少申告加算金額 c</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">5% 10% 円</td> </tr> <tr> <td>不申告加算金額 d</td> <td></td> <td style="text-align: center;">5% 15%</td> </tr> <tr> <td>重加算金額 e</td> <td></td> <td style="text-align: center;">35% 40%</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td style="text-align: center;">年 _____ 月 _____ 日</td> <td>納入場所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		課税標準	税率	税額	更正（決定）による課税標準額等 a	人		円	既に納入の確定した税額 b				この通知書により納入すべき税額 a-b					基礎となる税額	税率	加算金額	更正（決定）による加算金額	過少申告加算金額 c	円	5% 10% 円	不申告加算金額 d		5% 15%	重加算金額 e		35% 40%	納期限	年 _____ 月 _____ 日	納入場所	
	課税標準	税率	税額																																
更正（決定）による課税標準額等 a	人		円																																
既に納入の確定した税額 b																																			
この通知書により納入すべき税額 a-b																																			
	基礎となる税額	税率	加算金額																																
更正（決定）による加算金額	過少申告加算金額 c	円	5% 10% 円																																
	不申告加算金額 d		5% 15%																																
	重加算金額 e		35% 40%																																
	納期限	年 _____ 月 _____ 日	納入場所																																

改正後	改正前
	<p><u>この更正(決定)に基づく不足税額、加算金額のほか、不足税額完納の日まで法律に基づき計算された延滞金が加算されます。</u></p> <p><u>また、この通知書に記載された事項について、不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に審査請求をすることができます。</u></p>

(資料) 北秋田市公告式条例の一部を改正する条例 新旧対照表

【附則第3項関係】北秋田市火入れに関する条例（平成17年北秋田市条例第179号）の一部改正

改正後	改正前
<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 森林法第21条第1項の規定に基づき、火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の7日前までに、火入許可申請書（_____以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可証の交付等)</p> <p>第4条 市長は、火入れの許可をするときは、森林法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した火入許可証（_____以下「火入許可証」という。）を交付するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 森林法第21条第1項の規定に基づき、火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の7日前までに、火入許可申請書（<u>様式第1号</u>以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可証の交付等)</p> <p>第4条 市長は、火入れの許可をするときは、森林法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した火入許可証（<u>様式第2号</u>以下「火入許可証」という。）を交付するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>様式第1号（第2条関係）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>火入許可申請書</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>北秋田市長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____</p> <p style="text-align: right;">申請者 _____</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ (印)</p> <p>次のように火入れを行いたいのので許可されたく、北秋田市火入れに関する条例第2条の規定により申請します。</p> </div>

改正後		改正前	
	火入場所	所在地	
		所有者 (管理者)	
		地種区分	保安林 ()、普通林、原野、その他 ()
		所有区分	国有地 ()、公有地 ()、私有地 ()
		面積	総面積 _____ ha
	火入れ期間	_____年 _____月 _____日～ _____年 _____月 _____日 (_____日間)	
	火入れ目的	1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良	
	火入れ方法	_____haごとに区画し、全面火入	
	防火体制	火入従事者	男 _____人、女 _____人、計 _____人
		防火帯	延長 _____m、幅員 _____m
		器具	
火入責任者			
備考	(添付書類 _____通)		
(注)		1 保安林の () の中には、保安林種を記入 2 その他の () には、土地現況を記入 3 所有区分の () には、所有形態の細分 (部分林、共有林、社寺有林等) を記入	

改正後	改正前										
	<p data-bbox="1137 199 1509 229">様式第2号（第4条関係）</p> <p data-bbox="1563 240 1720 271">火入許可証</p> <div data-bbox="1182 320 2092 715" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1861 347 2078 378" style="text-align: right;">年 月 日</p> <p data-bbox="1196 437 1503 467">許可番号 _____ 号</p> <p data-bbox="1196 483 1503 513">申請者 _____ 様</p> <p data-bbox="1644 571 2078 601" style="text-align: right;">北秋田市長 _____ 印</p> <p data-bbox="1196 619 2078 697">_____ 月 _____ 日に申請のあった火入れは、次のとおり許可する。</p> </div> <table border="1" data-bbox="1182 715 2092 1157"> <tr> <td data-bbox="1182 715 1406 802">火入場所</td> <td data-bbox="1406 715 2092 802"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 802 1406 890">面積</td> <td data-bbox="1406 802 2092 890">総面積 _____ ha</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 890 1406 978">目的</td> <td data-bbox="1406 890 2092 978"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 978 1406 1066">期間</td> <td data-bbox="1406 978 2092 1066">年 月 日～ 年 月 日 (_____ 日間)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 1066 1406 1157">火入責任者</td> <td data-bbox="1406 1066 2092 1157"></td> </tr> </table> <p data-bbox="1196 1281 1397 1311">指示事項</p> <ol data-bbox="1420 1166 2092 1439" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1420 1166 2092 1281">1 北秋田市火入れに関する条例第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定に違反しないこと。 <li data-bbox="1420 1281 2092 1439">2 森林法第22条の規定に基づき、接近している立木竹の所有者又は管理者に行う通知は、火入れをする日の2日前までに書面をもって行うこと。 	火入場所		面積	総面積 _____ ha	目的		期間	年 月 日～ 年 月 日 (_____ 日間)	火入責任者	
火入場所											
面積	総面積 _____ ha										
目的											
期間	年 月 日～ 年 月 日 (_____ 日間)										
火入責任者											

改正後	改正前	
	備考	<p>1 <u>森林法（第21条及び第22条を除く。）、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、消防法（昭和23年法律第186号）等の関係規定に違反しないよう注意すること。</u></p> <p>2 <u>許可後において、状況の変化があった場合には、中止等の指示をすることがある。</u></p>

北秋田市公告式条例の一部を改正する条例の概要

1 改正理由

行政事務の効率化及びデジタル化の推進を図るため、市の公告式を一部改正する必要がある。

2 改正内容

(1) 掲示場の見直し

現行の総合窓口センター前及び出張所前に設置している掲示場を廃止し、本庁舎前の1か所に集約する。掲示場を利用して条例等を確認する機会は極めて限定的であるため、見直しを行うものである（第2条関係）。

なお、(2)のとおり市ホームページによる公表を行うこととし、住民への周知手段の充実を図る。

(2) 条例の公布等に係る市ホームページによる公表の規定の新設

掲示場の見直しに伴い、条例の公布等を行った際に市ホームページにより公表することとする規定を新設する（第7条関係）。

(3) 公印押印の廃止

条例・規則以外の規程類の公表の際の公印押印を廃止する。掲示場への掲示をもって効力を生じる文書は市が一方的に行うものであり、押印廃止による影響は極めて少ないと想定されることから、廃止するものである（第4条及び第5条関係）。

また、押印義務のある様式を定める次の条例については、様式に係る規定は技術的・細目的事項であり住民の権利義務を直接規律するものではないことから、条例から様式を削る（附則第2項及び第3項関係）。

- ・北秋田市入湯税条例
- ・北秋田市火入れに関する条例

(4) その他

公告式条例には、条例、規則及び規程の公布・公表の手続が定められているほか、告示・公告についても同条例に準じた取扱いとしている。これらの取扱いについても、上記(1)から(3)までの改正内容に合わせて整理する。

また、各行政委員会の公告式についても、別途所要の改正を行う予定である。

3 施行期日

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議案第56号

北秋田市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について

北秋田市監査委員条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年6月9日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第 号

北秋田市監査委員条例等の一部を改正する条例

(北秋田市監査委員条例の一部改正)

第1条 北秋田市監査委員条例（平成17年北秋田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第11条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(北秋田市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(1) 北秋田市水道事業の設置等に関する条例（平成17年北秋田市条例第272号）第6条

(2) 北秋田市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年北秋田市条例第17号）第5条

(3) 北秋田市病院事業の設置等に関する条例（平成19年北秋田市条例第35号）第4条

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

(資料) 北秋田市監査委員条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第1条関係】北秋田市監査委員条例（平成17年北秋田市条例第10号）の一部改正

改正後	改正前
<p>(請求又は要求に基づく監査等)</p> <p>第6条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項、<u>第243条の2の9第3項</u>又は地方公営企業法第27条の2第1項の規定により監査又は検査の請求又は要求があったときは、その日の翌日から起算して10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(職員の賠償責任の監査)</p> <p>第11条 <u>法第243条の2の9第3項</u>の規定による監査を求められたときは、20日以内に意見を付けて市長に回付しなければならない。</p>	<p>(請求又は要求に基づく監査等)</p> <p>第6条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項、<u>第243条の2の8第3項</u>又は地方公営企業法第27条の2第1項の規定により監査又は検査の請求又は要求があったときは、その日の翌日から起算して10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(職員の賠償責任の監査)</p> <p>第11条 <u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による監査を求められたときは、20日以内に意見を付けて市長に回付しなければならない。</p>

(資料) 北秋田市監査委員条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第2条関係】北秋田市水道事業の設置等に関する条例（平成17年北秋田市条例第272号）の一部改正

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>

(資料) 北秋田市監査委員条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第2条関係】北秋田市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年北秋田市条例第17号）の一部改正

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>

(資料) 北秋田市監査委員条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第2条関係】北秋田市病院事業の設置等に関する条例（平成19年北秋田市条例第35号）の一部改正

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第4条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る金額が100万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第4条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る金額が100万円以上である場合とする。</p>

議案第 57 号

令和 8 年度 北秋田市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度北秋田市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 4 6, 7 0 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 6, 4 6 9, 6 8 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加、変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 9 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,613,730	37,980	2,651,710
	1 国庫負担金	1,452,939	24,133	1,477,072
	2 国庫補助金	1,153,987	13,847	1,167,834
16 県支出金		1,747,606	45,639	1,793,245
	1 県負担金	766,758	540	767,298
	2 県補助金	905,127	45,099	950,226
18 寄附金		2,000,308	5,002	2,005,310
	1 寄附金	2,000,308	5,002	2,005,310
19 繰入金		1,732,519	342,788	2,075,307
	1 特別会計繰入金	38,315	973	39,288
	2 基金繰入金	1,694,204	341,815	2,036,019
21 諸収入		328,516	4,900	333,416
	5 雑入	79,864	4,900	84,764
22 市債		2,258,200	110,400	2,368,600
	1 市債	2,258,200	110,400	2,368,600
歳入合計		25,922,977	546,709	26,469,686

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		183,666	23,961	207,627
	1 議会費	183,666	23,961	207,627
2 総務費		3,458,818	△126,819	3,331,999
	1 総務管理費	3,086,347	△125,313	2,961,034
	2 徴税費	186,372	△876	185,496
	3 戸籍住民基本台帳費	128,800	△494	128,306
	4 選挙費	26,112	△780	25,332
	5 統計調査費	10,697	△575	10,122
	6 監査委員費	20,490	1,219	21,709
3 民生費		6,579,649	41,466	6,621,115
	1 社会福祉費	4,034,046	3,313	4,037,359
	2 児童福祉費	1,978,979	8,795	1,987,774
	3 生活保護費	557,212	31,562	588,774
	5 国民年金事務費	9,311	△2,204	7,107
4 衛生費		2,708,251	19,370	2,727,621
	1 保健費	371,216	△7,339	363,877
	2 衛生費	190,400	3,870	194,270
	3 清掃費	755,458	3,947	759,405

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 水 道 費	243,175	148	243,323
	5 病 院 費	1,148,002	18,744	1,166,746
6 農 林 水 産 業 費		1,281,889	69,994	1,351,883
	1 農 業 費	745,167	41,431	786,598
	2 林 業 費	535,572	28,563	564,135
7 商 工 費		1,286,244	265,178	1,551,422
	1 商 工 費	1,286,244	265,178	1,551,422
8 土 木 費		3,306,962	76,533	3,383,495
	1 土 木 管 理 費	102,854	16,456	119,310
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,981,835	337	1,982,172
	3 河 川 費	38,000	57,900	95,900
	4 都 市 計 画 費	97,756	△825	96,931
	6 公 共 下 水 道 費	729,117	2,665	731,782
9 消 防 費		1,486,585	18,290	1,504,875
	1 消 防 費	1,486,585	18,290	1,504,875
10 教 育 費		2,369,413	80,092	2,449,505
	1 教 育 総 務 費	529,505	9,411	538,916
	2 小 学 校 費	229,939	6,495	236,434

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 中 学 校 費	407,429	7	407,436
	4 義 務 教 育 学 校 費	42,204	△8,722	33,482
	5 社 会 教 育 費	574,004	69,193	643,197
	6 保 健 体 育 費	586,332	3,708	590,040
11 災 害 復 旧 費		515,197	78,644	593,841
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	281,877	28,448	310,325
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	218,762	50,196	268,958
歳 出 合 計		25,922,977	546,709	26,469,686

第 2 表 地方債補正

追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
局 所 防 災 事 業	千円 3,200	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後においては、当該見直し後 の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限 を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えする ことができる。
河 川 維 持 事 業	57,900	〃	〃	〃
森吉コミュニティセンター改築事業	46,200	〃	〃	〃

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
消防団小型動力ポンプ整備事業	千円 2,600	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借 り入れる資金について、利率 の見直しを行った後において は、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮 し、又は繰上償還もしくは低 利に借換えすることができる。	千円 1,700	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
旧湯口内スキー場施設解体事業	16,600	〃	〃	〃	20,600	〃	〃	〃

令和8年度北秋田市一般会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	2,613,730	37,980	2,651,710
16 県支出金	1,747,606	45,639	1,793,245
18 寄附金	2,000,308	5,002	2,005,310
19 繰入金	1,732,519	342,788	2,075,307
21 諸収入	328,516	4,900	333,416
22 市債	2,258,200	110,400	2,368,600
歳入合計	25,922,977	546,709	26,469,686

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	183,666	23,961	207,627	10,035			13,926
2 総務費	3,458,818	△126,819	3,331,999			4,873	△131,692
3 民生費	6,579,649	41,466	6,621,115	34,370			7,096
4 衛生費	2,708,251	19,370	2,727,621				19,370
6 農林水産業費	1,281,889	69,994	1,351,883	38,639	3,200	5,002	23,153
7 商工費	1,286,244	265,178	1,551,422				265,178
8 土木費	3,306,962	76,533	3,383,495		57,900		18,633
9 消防費	1,486,585	18,290	1,504,875	1,575	△900	1,000	16,615
10 教育費	2,369,413	80,092	2,449,505	△1,000	50,200		30,892
11 災害復旧費	515,197	78,644	593,841				78,644
歳出合計	25,922,977	546,709	26,469,686	83,619	110,400	10,875	341,815

2 歳 入

15款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費国庫負担金	1,368,158	24,133	1,392,291	3. 生活保護費負担金	24,133	生活保護費負担金 24,133
計	1,452,939	24,133	1,477,072			

15款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

2. 民生費国庫補助金	470,596	2,777	473,373	1. 社会福祉費補助金	2,777	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 1,719 障害者総合支援事業費補助金 1,058
6. 消防費国庫補助金	4,300	1,035	5,335	1. 消防費補助金	1,035	消防団施設整備費補助金 1,035
8. 議会費国庫補助金	0	10,035	10,035	1. 議会費補助金	10,035	地域未来交付金 10,035
計	1,153,987	13,847	1,167,834			

16款 県支出金

1 項 県負担金

3. 消防費県負担金	1	540	541	1. 消防費負担金	540	緊急消防援助隊活動費負担金 540
計	766,758	540	767,298			

16款 県支出金

2 項 県補助金

2. 民生費県補助金	223,535	7,460	230,995	3. 児童福祉費補助金	7,460	すこやか子育て支援事業費補助金 260 障害児保育のための職員加配支援事業費補助金 7,200
4. 農林水産業費県補助金	339,080	38,639	377,719	1. 農業費補助金	16,359	農業次世代人材投資事業費補助金 1,800 地域農業構造転換支援事業費補助金 14,559
				2. 林業費補助金	22,280	局所防災事業費補助金 12,800 指定管理鳥獣対策事業交付金 9,480
8. 教育費県補助金	4,695	△1,000	3,695	2. 社会教育費補助金	△1,000	史跡等環境整備事業費補助金 △1,000
計	905,127	45,099	950,226			

18款 寄附金

1項 寄附金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 農林水産業費寄附金	0	5,002	5,002	1. 林業費寄附金	5,002	林業振興費寄附金 5,002
計	2,000,308	5,002	2,005,310			

19款 繰入金

1項 特別会計繰入金

9. 坊沢財産区特別会計繰入金	0	500	500	1. 坊沢財産区特別会計繰入金	500	坊沢財産区特別会計繰入金 500
10. 綴子財産区特別会計繰入金	0	473	473	1. 綴子財産区特別会計繰入金	473	綴子財産区特別会計繰入金 473
計	38,315	973	39,288			

19款 繰入金

2項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	1,552,881	341,815	1,894,696	1. 財政調整基金繰入金	341,815	財政調整基金繰入金 341,815
計	1,694,204	341,815	2,036,019			

21款 諸収入

5項 雑入

3. 雑入	79,862	4,900	84,762	1. 雑入	4,900	コミュニティ助成事業助成金 4,900
計	79,864	4,900	84,764			

22款 市債

1項 市債

4. 農林水産業債	84,000	3,200	87,200	4. 緊急自然災害防止対策事業債	3,200	緊急自然災害防止対策事業債 3,200
6. 土木債	735,100	57,900	793,000	4. 緊急自然災害防止対策事業債	57,900	緊急自然災害防止対策事業債 57,900
7. 消防債	261,500	△900	260,600	1. 緊急防災・減災事業債	△2,600	緊急防災・減災事業債 △2,600
				3. 過疎対策事業債	1,700	過疎対策事業債 1,700
8. 教育債	336,300	50,200	386,500	1. 過疎対策事業債	46,200	過疎対策事業債 46,200
				3. 公共施設等適正管理推進事業債	4,000	公共施設等適正管理推進事業債 4,000

22款 市債

1項 市債

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区	分金額	
計	2,258,200	110,400	2,368,600			
歳入合計	25,922,977	546,709	26,469,686			

3 歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 議会費	183,666	23,961	207,627	10,035			13,926	3. 職員手当等	73	勤勉手当	73
								4. 共済費	144	共済組合負担金	△7
										退職手当負担金	151
								12. 委託料	23,744	アスベスト調査委託	154
										議会映像配信システム等更新委託	23,590
計	183,666	23,961	207,627	10,035			13,926				

2 款 総務費

1 項 総務管理費

1. 一般管理費	642,953	△173,995	468,958				△173,995	2. 給料	△106,841	一般職給	△106,841
								3. 職員手当等	△44,535	扶養手当	△57
										住居手当	△426
										通勤手当	△4,130
										期末手当	△20,904
										勤勉手当	△17,941
										寒冷地手当	△1,630
										児童手当	525
										地域手当	28
								4. 共済費	△22,619	共済組合負担金	△14,671
										退職手当負担金	△7,948
4. 財政管理費	77,567	△1,497	76,070				△1,497	2. 給料	△657	一般職給	△657
								3. 職員手当等	△643	扶養手当	△156
										住居手当	312
										通勤手当	△24
										期末手当	△246
										勤勉手当	△301
										寒冷地手当	△58
										児童手当	△170
								4. 共済費	△197	共済組合負担金	△368
										退職手当負担金	171

2款 総務費

1項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
5. 会計管理費	61,809	5,716	67,525				5,716	2. 給料	3,306	一般職給	3,306
								3. 職員手当等	1,092	扶養手当	84
										通勤手当	112
										時間外勤務手当	507
								4. 共済費	1,318	共済組合負担金	822
										退職手当負担金	496
6. 財産管理費	121,040	10,055	131,095				10,055	2. 給料	2,602	一般職給	2,602
								3. 職員手当等	1,679	扶養手当	96
										住居手当	234
										時間外勤務手当	392
										期末手当	376
								4. 共済費	1,186	共済組合負担金	830
										退職手当負担金	356
								10. 需用費	4,588	修繕料	4,588
7. 地籍調査費	57,164	75	57,239				75	3. 職員手当等	50	勤勉手当	50
								4. 共済費	25	共済組合負担金	△36
										退職手当負担金	61
8. 企画費	1,050,205	1,936	1,052,141				1,936	2. 給料	543	一般職給	543
								3. 職員手当等	926	扶養手当	804
										住居手当	△549
										通勤手当	△207
										期末手当	363
										勤勉手当	73

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
									寒冷地手当 42 児童手当 400	
							4. 共済費	467	共済組合負担金 262 退職手当負担金 205	
9. 自治振興費	62,727	9,040	71,767			4,873	4,167	2. 給料 △499	一般職給 △499	
							3. 職員手当等	△1,291	扶養手当 △312 通勤手当 74 期末手当 △378 勤勉手当 △317 寒冷地手当 △58 児童手当 △300	
							4. 共済費	△257	共済組合負担金 △308 退職手当負担金 51	
							18. 負担金、補助及び交付金	11,087	自治会館整備事業補助金 5,200 防犯街灯設置補助金 1,416 コミュニティ助成事業補助金 3,900 市民提案型まちづくり事業補助金 571	
11. 秋田内陸線対策費	158,905	454	159,359				454	2. 給料 154	一般職給 154	
							3. 職員手当等	291	通勤手当 172 期末手当 72 勤勉手当 62 児童手当 △15	
							4. 共済費	9	共済組合負担金 △91 退職手当負担金 100	
12. 合川総合窓口センター費	67,293	10,687	77,980				10,687	2. 給料 4,815	一般職給 4,815	
							3. 職員手当等	3,550	扶養手当 546 通勤手当 140 期末手当 1,315 勤勉手当 970 寒冷地手当 99	

2款 総務費

1項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
									児童手当	480	
								4. 共済費	2,322	共済組合負担金	1,634
										退職手当負担金	688
13. 森吉総合窓口センター費	109,745	△4,819	104,926				△4,819	2. 給料	△1,575	一般職給	△1,575
								3. 職員手当等	△2,661	通勤手当	63
										期末手当	△1,354
										勤勉手当	△1,370
								4. 共済費	△1,031	共済組合負担金	△426
										退職手当負担金	△605
								10. 需用費	448	修繕料	448
14. 阿仁総合窓口センター費	84,506	9,097	93,603				9,097	2. 給料	4,118	一般職給	4,118
								3. 職員手当等	3,247	扶養手当	372
										住居手当	54
										通勤手当	101
										期末手当	1,130
										勤勉手当	991
										寒冷地手当	99
										児童手当	500
								4. 共済費	1,732	共済組合負担金	1,140
										退職手当負担金	592
15. 電算費	254,597	7,938	262,535				7,938	2. 給料	3,861	一般職給	3,861
								3. 職員手当等	2,486	扶養手当	312
										住居手当	△324
										通勤手当	200
										時間外勤務手当	168
										期末手当	956
										勤勉手当	697
										寒冷地手当	57
										児童手当	420
								4. 共済費	1,591	共済組合負担金	1,068

2款 総務費

1項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
									退職手当負担金	523
計	3,086,347	△125,313	2,961,034			4,873	△130,186			

2款 総務費

2項 徴税費

1. 税務総務費	146,433	△2,569	143,864				△2,569	2. 給料	△1,084	一般職給	△1,084
								3. 職員手当等	△1,264	扶養手当	△354
										住居手当	324
										通勤手当	△338
								期末手当	△489		
								勤勉手当	△423		
								寒冷地手当	16		
								4. 共済費	△221	共済組合負担金	△353
										退職手当負担金	132
2. 徴税費	39,939	1,693	41,632				1,693	2. 給料	295	一般職給	295
								3. 職員手当等	766	通勤手当	24
										期末手当	453
										勤勉手当	393
								寒冷地手当	16		
								児童手当	△120		
								4. 共済費	632	共済組合負担金	117
										退職手当負担金	515
計	186,372	△876	185,496				△876				

2款 総務費

3項 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	128,800	△494	128,306				△494	2. 給料	△195	一般職給	△195
								3. 職員手当等	△382	扶養手当	78
										住居手当	252
										期末手当	△240
										勤勉手当	△248
										寒冷地手当	16

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									児童手当	△240
							4. 共済費	△137	共済組合負担金	△307
									退職手当負担金	170
							8. 旅費	88	費用弁償	88
							13. 使用料及び 賃借料	132	OAシステム使用料	132
計	128,800	△494	128,306					△494		

2 款 総務費

4 項 選挙費

1. 選挙管理委員会費	17,502	△780	16,722				△780	2. 給料	△238	一般職給	△238
								3. 職員手当等	△330	扶養手当	△156
										住居手当	324
										通勤手当	△210
										期末手当	△102
										勤勉手当	△24
										寒冷地手当	△42
										児童手当	△120
								4. 共済費	△212	共済組合負担金	△247
										退職手当負担金	35
計	26,112	△780	25,332				△780				

2 款 総務費

5 項 統計調査費

1. 統計調査総務費	7,690	△575	7,115				△575	2. 給料	△66	一般職給	△66
								3. 職員手当等	△290	扶養手当	△156
										住居手当	324
										通勤手当	△162
										期末手当	△86
										勤勉手当	△48
										寒冷地手当	△42
										児童手当	△120

2款 総務費

5項 統計調査費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							4. 共済費	△219	共済組合負担金 退職手当負担金	△239 20
計	10,697	△575	10,122							

2款 総務費

6項 監査委員費

1. 監査委員費	20,490	1,219	21,709				1,219	2. 給料	830	一般職給	830
								3. 職員手当等	58	住居手当	△324
										期末手当	242
										勤勉手当	156
寒冷地手当	△16										
4. 共済費	331	共済組合負担金	177								
									退職手当負担金	154	
計	20,490	1,219	21,709				1,219				

3款 民生費

1項 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	131,475	△4,586	126,889				△4,586	2. 給料	△1,753	一般職給	△1,753
								3. 職員手当等	△1,877	住居手当	△324
										期末手当	△740
										勤勉手当	△771
寒冷地手当	△42										
4. 共済費	△956	共済組合負担金	△943								
									退職手当負担金	△13	
2. 老人福祉費	1,262,740	9,355	1,272,095				9,355	2. 給料	△279	一般職給	△279
								3. 職員手当等	△538	扶養手当	△156
										通勤手当	24
										期末手当	△167
勤勉手当	△164										
児童手当	△75										
4. 共済費	157	共済組合負担金	45								
									退職手当負担金	112	

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							27. 繰出金	10,015	介護保険特別会計繰出金	10,015
3. 障害者福祉費	1,397,087	2,134	1,399,221	1,058			12. 委託料	2,118	障がい者福祉システム改修委託	2,118
							22. 償還金、利子及び割引料	16	過年度分返還金	16
5. 国民健康保険事業費	286,448	△3,590	282,858			△3,590	27. 繰出金	△3,590	国民健康保険特別会計繰出金	△3,590
計	4,034,046	3,313	4,037,359	1,058						

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	154,158	△6,274	147,884				△6,274	2. 給料	△1,994	一般職給	△1,994
								3. 職員手当等	△3,232	扶養手当	△528
										住居手当	△30
										通勤手当	△143
										期末手当	△1,060
										勤勉手当	△935
										寒冷地手当	△116
										児童手当	△420
								4. 共済費	△1,048	共済組合負担金	△1,147
										退職手当負担金	99
2. 児童措置費	1,283,813	10,139	1,293,952	7,460			2,679	18. 負担金、補助及び交付金	10,139	障害児保育事業費補助金	2,160
										障害児保育のための職員加配支援事業費補助金	7,200
										すこやか子育て支援事業副食材料費補助金	779
4. 児童福祉施設費	274,362	4,829	279,191				4,829	2. 給料	2,897	一般職給	2,897
								3. 職員手当等	1,321	住居手当	324
										通勤手当	101
										期末手当	436
										勤勉手当	369
										寒冷地手当	41
										児童手当	50

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
							4. 共済費	425	共済組合負担金 退職手当負担金	△185 610
							8. 旅費	186	費用弁償	186
6. 児童クラブ費	197,059	101	197,160			101	8. 旅費	101	費用弁償	101
計	1,978,979	8,795	1,987,774	7,460		1,335				

3 款 民生費

3 項 生活保護費

1. 生活保護総務費	63,616	△616	63,000	1,719			△2,335	2. 給料	△307	一般職給	△307
								3. 職員手当等	△874	扶養手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 寒冷地手当 児童手当	△312 50 459 △411 △362 △58 △240
								4. 共済費	△257	共済組合負担金 退職手当負担金	△381 124
								10. 需用費	288	消耗品費 印刷製本費	262 26
								11. 役務費	204	通信運搬費 手数料	110 94
								12. 委託料	330	生活保護システム改修委託	330
2. 扶助費	493,596	32,178	525,774	24,133			8,045	19. 扶助費	32,178	扶助費	32,178
計	557,212	31,562	588,774	25,852			5,710				

3 款 民生費

5 項 国民年金事務費

1. 国民年金事務費	9,311	△2,204	7,107				△2,204	2. 給料	△563	一般職給	△563
								3. 職員手当等	△1,273	扶養手当 通勤手当	△390 △74

3款 民生費

5項 国民年金事務費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
									期末手当	△280	
									勤勉手当	△169	
									児童手当	△360	
								4. 共済費	△368	共済組合負担金	△332
										退職手当負担金	△36
計	9,311	△2,204	7,107				△2,204				

4款 衛生費

1項 保健費

1. 保健総務費	111,141	△7,353	103,788				△7,353	2. 給料	△3,740	一般職給	△3,740
								3. 職員手当等	△2,136	通勤手当	21
										期末手当	△1,038
										勤勉手当	△943
										寒冷地手当	△41
										児童手当	△135
								4. 共済費	△1,477	共済組合負担金	△1,362
										退職手当負担金	△115
4. 母子保健事業費	71,727	14	71,741				14	3. 職員手当等	△67	勤勉手当	△67
								4. 共済費	81	共済組合負担金	△56
										退職手当負担金	137
計	371,216	△7,339	363,877				△7,339				

4款 衛生費

2項 衛生費

1. 環境衛生総務費	158,057	3,870	161,927				3,870	2. 給料	△1,523	一般職給	△1,523
								3. 職員手当等	37	扶養手当	294
										住居手当	36
										通勤手当	300
										時間外勤務手当	245
										期末手当	△521
										勤勉手当	△499
										寒冷地手当	△58

4款 衛生費

2項 衛生費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
									児童手当	240	
								4. 共済費	△527	共済組合負担金	△570
										退職手当負担金	43
								11. 役務費	26	手数料	11
										保険料	15
								17. 備品購入費	5,811	塵芥車	5,811
								26. 公課費	46	自動車重量税	46
計	190,400	3,870	194,270				3,870				

4款 衛生費

3項 清掃費

2. 塵芥処理費	556,367	3,947	560,314				3,947	12. 委託料	3,947	残置物処分委託	3,947
計	755,458	3,947	759,405				3,947				

4款 衛生費

4項 水道費

1. 上水道費	243,175	148	243,323				148	18. 負担金、補助及び交付金	148	上水道事業負担金	△80
										簡易水道事業負担金	228
計	243,175	148	243,323				148				

4款 衛生費

5項 病院費

1. 病院事業費	914,360	△224	914,136				△224	2. 給料	20	一般職給	20
								3. 職員手当等	△237	扶養手当	△276
										通勤手当	236
										期末手当	△53
									勤勉手当	△104	
										児童手当	△40
								4. 共済費	△7	共済組合負担金	△97
										退職手当負担金	90
2. 診療所費	233,642	18,968	252,610				18,968	27. 繰出金	18,968	国民健康保険合川診療所特別会計繰出金	5,356
										阿仁診療所特別会計繰出金	9,428
										米内沢診療所特別会計繰出金	4,184

6款 農林水産業費

2項 林業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									勤勉手当 95 寒冷地手当 41 児童手当 △240 4. 共済費 △658 共済組合負担金 △434 退職手当負担金 △224	
2. 林業振興費	426,230	23,831	450,061	22,280	3,200	5,002	△6,651	12. 委託料 16,165	CAD官公庁版保守委託 165 調査・解析業務委託 16,000 18. 負担金、補助及び交付金 7,666 緩衝帯整備補助金 △1,500 鳥獣被害防止総合対策交付金 9,166	
4. 林業施設管理費	6,808	3,278	10,086				3,278	10. 需用費 3,278	修繕料 3,278	
計	535,572	28,563	564,135	22,280	3,200	5,002	△1,919			

7款 商工費

1項 商工費

1. 商工総務費	97,313	3,648	100,961				3,648	2. 給料 1,165	一般職給 1,165
								3. 職員手当等 1,524	扶養手当 372 住居手当 △18 通勤手当 △24 期末手当 466 勤勉手当 248 児童手当 480
								4. 共済費 959	共済組合負担金 563 退職手当負担金 396
2. 商工振興費	221,107	8,032	229,139				8,032	8. 旅費 406	職員旅費 406
								12. 委託料 7,568	事業承継支援委託 3,207 ジビエ「de」地方創生アドバイザー委託 4,053 車両配送委託 308
								13. 使用料及び賃借料 8	高速・有料道路使用料 8

7款 商工費

1項 商工費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								18. 負担金、補助及び交付金	50	日本ジビエ振興協会負担金	50
5. 観光費	225,104	6,885	231,989				6,885	2. 給料	1,462	一般職給	1,462
								3. 職員手当等	610	扶養手当	△180
										住居手当	△606
										通勤手当	460
										期末手当	128
										勤勉手当	318
										寒冷地手当	25
										児童手当	105
										単身赴任手当	360
								4. 共済費	2,813	共済組合負担金	1,545
										退職手当負担金	1,268
								18. 負担金、補助及び交付金	2,000	花火大会補助金	2,000
6. 観光施設費	481,612	34,200	515,812				34,200	10. 需用費	30,236	修繕料	30,236
								12. 委託料	990	設備配管等点検調査委託	660
										誘導看板等制作委託	330
								14. 工事請負費	1,705	工事請負費	1,705
								21. 補償、補填及び賠償金	957	補償費	957
								22. 償還金、利子及び割引料	312	過年度分返還金	312
7. 森吉山スキー場開発対策費	140,896	212,413	353,309				212,413	10. 需用費	2,200	修繕料	2,200
								12. 委託料	5,659	PCB含有機器運搬・処分委託	5,659
								14. 工事請負費	204,554	工事請負費	204,554
計	1,286,244	265,178	1,551,422				265,178				

8款 土木費

1項 土木管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 土木管理総務費	102,854	16,456	119,310				16,456	2. 給料	9,303	一般職給	9,303
								3. 職員手当等	2,997	扶養手当	△630
										住居手当	△324
										通勤手当	425
										期末手当	1,904
										勤勉手当	1,635
										寒冷地手当	82
										児童手当	△95
								4. 共済費	4,156	共済組合負担金	2,777
										退職手当負担金	1,379
計	102,854	16,456	119,310				16,456				

8款 土木費

2項 道路橋りょう費

3. 道路新設改良費	308,553	337	308,890				337	3. 職員手当等	△47	勤勉手当	△47
								4. 共済費	384	共済組合負担金	329
										退職手当負担金	55
計	1,981,835	337	1,982,172				337				

8款 土木費

3項 河川費

1. 河川維持費	25,000	57,900	82,900		57,900			12. 委託料	7,900	委託料	7,900
								14. 工事請負費	50,000	工事請負費	50,000
計	38,000	57,900	95,900		57,900						

8款 土木費

4項 都市計画費

1. 都市計画総務費	64,314	△1,814	62,500				△1,814	2. 給料	△240	一般職給	△240
								3. 職員手当等	△1,129	扶養手当	△372
										住居手当	30
										通勤手当	△74
										期末手当	△139
										勤勉手当	△52

8款 土木費

4項 都市計画費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
									寒冷地手当	△42	
									児童手当	△480	
								4. 共済費	△445	共済組合負担金	△560
										退職手当負担金	115
2. 公園管理費	33,442	989	34,431				989	10. 需用費	989	修繕料	989
計	97,756	△825	96,931				△825				

8款 土木費

6項 公共下水道費

1. 公共下水道費	729,117	2,665	731,782				2,665	18. 負担金、補助及び交付金	△240	下水道事業会計補助金	△240
								23. 投資及び出資金	2,905	下水道事業出資金	2,905
計	729,117	2,665	731,782				2,665				

9款 消防費

1項 消防費

1. 常備消防費	1,325,342	16,748	1,342,090	540			16,208	2. 給料	7,595	一般職給	7,595
								3. 職員手当等	2,021	扶養手当	377
										住居手当	△577
										通勤手当	33
										期末手当	901
										勤勉手当	912
										寒冷地手当	55
児童手当	320										
4. 共済費	6,590	共済組合負担金	3,140								
		退職手当負担金	3,450								
8. 旅費	334	職員旅費	334								
		17. 備品購入費	208	消防用資機材	208						
2. 非常備消防費	79,283	1,542	80,825	1,035	△900	1,000	407	3. 職員手当等	23	勤勉手当	23
								4. 共済費	12	共済組合負担金	△21
										退職手当負担金	33

9款 消防費

1項 消防費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
							10. 需用費	7	印刷製本費	7
							11. 役務費	8	保険料	8
							12. 委託料	362	デジタル無線機移設委託	362
							17. 備品購入費	1,089	高校生消防クラブ活動器材	1,089
							26. 公課費	41	自動車重量税	41
計	1,486,585	18,290	1,504,875	1,575	△900	1,000	16,615			

10款 教育費

1項 教育総務費

2. 事務局費	146,497	9,052	155,549				9,052	2. 給料	4,376	一般職給	4,376
								3. 職員手当等	2,757	扶養手当	588
										住居手当	324
										通勤手当	184
期末手当	985										
勤勉手当	529										
寒冷地手当	157										
児童手当	△10										
4. 共済費	1,919	共済組合負担金	1,006								
		退職手当負担金	913								
3. 教育センター費	9,302	23	9,325				23	12. 委託料	23	学力調査委託	23
5. 教育助成費	151,711	24	151,735				24	8. 旅費	24	費用弁償	24
7. 学童研修センター運営費	17,594	312	17,906				312	8. 旅費	173	費用弁償	173
								10. 需用費	78	修繕料	78
								11. 役務費	28	手数料	10
										保険料	18
26. 公課費	33	自動車重量税	33								
計	529,505	9,411	538,916				9,411				

10款 教育費

2項 小学校費

2. 学校運営費	162,712	6,495	169,207				6,495	1. 報酬	2,048	会計年度任用職員報酬	2,048
----------	---------	-------	---------	--	--	--	-------	-------	-------	------------	-------

10款 教育費

2項 小学校費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							2. 給料	1,398	一般職給	1,398
							3. 職員手当等	1,629	通勤手当	△122
									期末手当	921
									勤勉手当	830
							4. 共済費	1,134	共済組合負担金	595
									退職手当負担金	539
							8. 旅費	174	費用弁償	174
							17. 備品購入費	112	学校管理備品	112
計	229,939	6,495	236,434					6,495		

10款 教育費

3項 中学校費

2. 学校運営費	91,800	7	91,807				7	4. 共済費	7	共済組合負担金	△21
										退職手当負担金	28
計	407,429	7	407,436				7				

10款 教育費

4項 義務教育学校費

2. 学校運営費	31,254	△8,722	22,532				△8,722	1. 報酬	△313	会計年度任用職員報酬	△313
								2. 給料	△4,252	一般職給	△4,252
								3. 職員手当等	△2,361	通勤手当	△51
										時間外勤務手当	△50
										期末手当	△1,167
										勤勉手当	△1,036
										寒冷地手当	△57
								4. 共済費	△1,759	共済組合負担金	△1,308
										退職手当負担金	△451
								8. 旅費	△37	費用弁償	△37
計	42,204	△8,722	33,482				△8,722				

10款 教育費

6項 保健体育費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
									寒冷地手当	△42	
									児童手当	△480	
								4. 共済費	△182	共済組合負担金	△210
										退職手当負担金	28
2. 体育館費	69,105	378	69,483				378	10. 需用費	378	修繕料	378
3. 保健体育施設費	85,212	5,006	90,218		4,000		1,006	10. 需用費	562	修繕料	562
								14. 工事請負費	4,444	工事請負費	4,444
4. 学校給食費	378,793	△98	378,695				△98	2. 給料	△42	一般職給	△42
								3. 職員手当等	10	扶養手当	312
										住居手当	△324
										通勤手当	75
										期末手当	△120
										勤勉手当	△275
										寒冷地手当	42
										児童手当	300
								4. 共済費	△66	共済組合負担金	△123
										退職手当負担金	57
計	586,332	3,708	590,040		4,000		△292				

11款 災害復旧費

1項 農林水産業施設災害復旧費

1. 農業用施設災害復旧費	8,406	673	9,079				673	3. 職員手当等	16	勤勉手当	16
								4. 共済費	657	共済組合負担金	631
										退職手当負担金	26
2. 林業施設災害復旧費	273,471	27,775	301,246				27,775	12. 委託料	18,084	設計委託	18,084
								14. 工事請負費	9,691	工事請負費	9,691
計	281,877	28,448	310,325				28,448				

11款 災害復旧費

2項 公共土木施設災害復旧費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 公共土木施設災害復旧費	218,762	50,196	268,958				50,196	4. 共済費	196	共済組合負担金 173 退職手当負担金 23
								12. 委託料	50,000	設計委託 50,000
計	218,762	50,196	268,958				50,196			
歳出合計	25,922,977	546,709	26,469,686	83,619	110,400	10,875	341,815			

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 年間支給率 3.425ヵ月分 (千円)	地域手当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)				
補 正 後	長 等	3	0	25,632	8,415	0	297	88	34,432	13,263	47,695	その他の手当内訳 通勤手当 88千円
	議 員	18	72,660	0	23,850	0	0	0	96,510	17,912	114,422	
	その他の 特別職	1,240	66,199	0	0	0	0	0	66,199	40	66,239	
	計	1,261	138,859	25,632	32,265	0	297	88	197,141	31,215	228,356	
補 正 前	長 等	3	0	25,632	8,415	0	297	88	34,432	13,495	47,927	
	議 員	18	72,660	0	23,850	0	0	0	96,510	17,912	114,422	
	その他の 特別職	1,240	66,199	0	0	0	0	0	66,199	40	66,239	
	計	1,261	138,859	25,632	32,265	0	297	88	197,141	31,447	228,588	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 232	△ 232	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特別職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 232	△ 232	

2. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(344) 448	519,103	1,735,860	1,251,064	3,506,027	873,458	4,379,485	常勤職員 416人
補正前	(346) 457	517,368	1,789,670	1,280,317	3,587,355	866,249	4,453,604	
比 較	(△ 2) △ 9	1,735	△ 53,810	△ 29,253	△ 81,328	7,209	△ 74,119	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補正後	53,180	899	20,488	30,045	9,888	100,832	300	2,180	8,200
	補正前	52,392	871	21,818	31,976	9,888	99,111	300	2,180	8,200
	比 較	788	28	△ 1,330	△ 1,931	0	1,721	0	0	0
職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補正後	22,998	57,900	475,475	396,088	30,151	42,080	360		
	補正前	22,998	57,900	489,965	410,395	31,163	41,160	0		
	比 較	0	0	△ 14,490	△ 14,307	△ 1,012	920	360		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ()内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(14) 416	0	1,651,602	1,055,561	2,707,163	810,951	3,518,114	
補正前	(17) 425	0	1,705,412	1,084,987	2,790,399	803,742	3,594,141	
比 較	(△ 3) △ 9	0	△ 53,810	△ 29,426	△ 83,236	7,209	△ 76,027	

職員手当 等の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補正後	53,180	899	20,488	28,706	9,888	86,782	22	2,180	8,200
	補正前	52,392	871	21,818	30,637	9,888	85,061	22	2,180	8,200
	比 較	788	28	△ 1,330	△ 1,931	0	1,721	0	0	0
職員手当 等の内訳	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補正後	22,998	57,900	378,752	314,645	30,151	40,410	360		
	補正前	22,998	57,900	393,336	329,031	31,163	39,490	0		
	比 較	0	0	△ 14,584	△ 14,386	△ 1,012	920	360		

備考1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ()内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(330) 32	519,103	84,258	195,503	798,864	62,507	861,371	
補正前	(329) 32	517,368	84,258	195,330	796,956	62,507	859,463	
比 較	(1) 0	1,735	0	173	1,908	0	1,908	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補正後	0	0	0	1,339	0	14,050	278	0	0
	補正前	0	0	0	1,339	0	14,050	278	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補正後	0	0	96,723	81,443	0	1,670	0		
	補正前	0	0	96,629	81,364	0	1,670	0		
	比 較	0	0	94	79	0	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	(千円)	説 明	備 考	
給 料	△ 53,810	給与改定に伴う増減分	0			
		昇給に伴う増減分	0			
		その他の増減分	△ 53,810	退職者分	△ 38,758	
				採用者分	11,290	
		会計異動その他	△ 26,342			
		会計年度任用職員分	0			
職員手当等	△ 29,253	制度改正に伴う増減分	0			
		その他の増減分	△ 29,253	退職者分	△ 18,597	
				採用者分	△ 1,627	
				会計異動その他	△ 9,202	
		会計年度任用職員分	173			

令和8年度 北秋田市一般会計補正予算（第3号） 特定財源説明資料

(単位：千円)

歳 出						歳 入								
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金額	頁	款	項	目	目の名称	内 容		
12	1	1	1	議会費	国県支出金	10,035	9	15	2	8	議会費国庫補助金	地域未来交付金 10,035		
14	2	1	9	自治振興費	その他	4,873	10	19	1	9	坊沢財産区特別会計繰入金	坊沢財産区特別会計繰入金 500		
										19	1	10	綴子財産区特別会計繰入金	綴子財産区特別会計繰入金 473
												21	5	3
19	3	1	3	障害者福祉費	国県支出金	1,058	9	15	2	2	民生費国庫補助金			
19	3	2	2	児童措置費	国県支出金	7,460	9	16	2	2	民生費県補助金	すこやか子育て支援事業費補助金 260 障害児保育のための職員加配支援事業費補助金 7,200		
20	3	3	1	生活保護総務費	国県支出金	1,719	9	15	2	2	民生費国庫補助金	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 1,719		
20	3	3	2	扶助費	国県支出金	24,133	9	15	1	1	民生費国庫負担金	生活保護費負担金 24,133		
23	6	1	3	農業振興費	国県支出金	16,359	9	16	2	4	農林水産業費県補助金	農業次世代人材投資事業費補助金 1,800 地域農業構造転換支援事業費補助金 14,559		
24	6	2	2	林業振興費	国県支出金	22,280	9	16	2	4	農林水産業費県補助金	局所防災事業費補助金 12,800 指定管理鳥獣対策事業交付金 9,480		
					地方債	3,200	10	22	1	4	農林水産業債	緊急自然災害防止対策事業債 3,200		
					その他	5,002	10	18	1	3	農林水産業費寄附金	林業振興費寄附金 5,002		
26	8	3	1	河川維持費	地方債	57,900	10	22	1	6	土木債	緊急自然災害防止対策事業債 57,900		
27	9	1	1	常備消防費	国県支出金	540	9	16	1	3	消防費県負担金	緊急消防援助隊活動費負担金 540		
27	9	1	2	非常備消防費	国県支出金	1,035	9	15	2	6	消防費国庫補助金	消防団施設整備費補助金 1,035		
					地方債	△900	10	22	1	7	消防債	緊急防災・減災事業債 △2,600 過疎対策事業債 1,700		
					その他	1,000	10	21	5	3	雑入	コミュニティ助成事業助成金 1,000 (4,900のうち)		
30	10	5	2	文化振興費	国県支出金	△1,000	9	16	2	8	教育費県補助金	史跡等環境整備事業費補助金 △1,000		
30	10	5	3	公民館費	地方債	46,200	10	22	1	8	教育債	過疎対策事業債 46,200		
31	10	6	3	保健体育施設費	地方債	4,000	10	22	1	8	教育債	公共施設等適正管理推進事業債 4,000		

議案第 58 号

令和 8 年度 北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3, 5 9 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 0 5 3, 5 0 9 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 9 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		286,449	△3,590	282,859
	1 他会計繰入金	286,448	△3,590	282,858
歳入合計		3,057,099	△3,590	3,053,509

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		82,465	△3,590	78,875
	1 総務管理費	75,089	△3,590	71,499
歳出合計		3,057,099	△3,590	3,053,509

令和8年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	286,449	△3,590	282,859
歳入合計	3,057,099	△3,590	3,053,509

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	82,465	△3,590	78,875			△3,590	
歳出合計	3,057,099	△3,590	3,053,509			△3,590	

2 歳 入

5 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	286,448	△3,590	282,858	1. 一般会計繰入金	△3,590	人件費繰入金 △3,590
計	286,448	△3,590	282,858			
歳入合計	3,057,099	△3,590	3,053,509			

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	75,089	△3,590	71,499			△3,590		2. 給料	△1,387	一般職給	△1,387
								3. 職員手当等	△1,351	扶養手当	△78
										通勤手当	△88
										期末手当	△418
										勤勉手当	△469
										寒冷地手当	△58
										児童手当	△240
								4. 共済費	△852	共済組合負担金	△858
										退職手当負担金	6
計	75,089	△3,590	71,499			△3,590					
歳出合計	3,057,099	△3,590	3,053,509			△3,590					

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補 正 後	(3) 6	5,768	21,183	14,013	40,964	9,216	50,180	常勤職員 6人
補 正 前	(3) 6	5,768	22,570	15,364	43,702	10,068	53,770	
比 較	(0) 0	0	△ 1,387	△ 1,351	△ 2,738	△ 852	△ 3,590	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
	補 正 後	312	0	294	250	0	792	0	11	0
	補 正 前	390	0	294	338	0	792	0	11	0
	比 較	△ 78	0	0	△ 88	0	0	0	0	0
職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	児 童 手 当	単 身 赴 任 手 当		
	補 正 後	5	468	6,138	5,067	436	240	0		
	補 正 前	5	468	6,556	5,536	494	480	0		
	比 較	0	0	△ 418	△ 469	△ 58	△ 240	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ()内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(0) 6	0	21,183	11,592	32,775	8,689	41,464	
補正前	(0) 6	0	22,570	12,943	35,513	9,541	45,054	
比 較	(0) 0	0	△ 1,387	△ 1,351	△ 2,738	△ 852	△ 3,590	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補正後	312	0	294	250	0	792	0	11	0
	補正前	390	0	294	338	0	792	0	11	0
	比 較	△ 78	0	0	△ 88	0	0	0	0	0
職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補正後	5	468	4,823	3,961	436	240	0		
	補正前	5	468	5,241	4,430	494	480	0		
	比 較	0	0	△ 418	△ 469	△ 58	△ 240	0		

備考1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ()内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(3) 0	5,768	0	2,421	8,189	527	8,716	
補正前	(3) 0	5,768	0	2,421	8,189	527	8,716	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
補正後	0	0	1,315	1,106	0	0	0			
補正前	0	0	1,315	1,106	0	0	0			
比 較	0	0	0	0	0	0	0			

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	(千円)	説 明	備 考	
給 料	△ 1,387	給与改定に伴う増減分	0			
		普通昇給に伴う増加分	0			
		その他の増減分	△ 1,387	退職者分	0	
				採用者分	0	
		会計異動その他	△ 1,387			
		会計年度任用職員分	0			
職員手当等	△ 1,351	制度改正に伴う増減分	0			
		その他の増減分	△ 1,351	退職者分	0	
				採用者分	0	
				会計異動その他	△ 1,351	
		会計年度任用職員分	0			

議案第 59 号

令和 8 年度 北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 5 8 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 0, 7 7 9 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 9 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		68,028	1,233	69,261
	1 外来収入	47,525	1,233	48,758
3 繰入金		35,270	5,356	40,626
	1 他会計繰入金	35,270	5,356	40,626
歳入合計		104,190	6,589	110,779

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		67,138	5,625	72,763
	1 施設管理費	67,138	5,625	72,763
2 医療費		36,052	964	37,016
	1 医療費	36,052	964	37,016
歳出合計		104,190	6,589	110,779

令和8年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 診療収入	68,028	1,233	69,261
3 繰入金	35,270	5,356	40,626
歳入合計	104,190	6,589	110,779

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	67,138	5,625	72,763			5,356	269
2 医療費	36,052	964	37,016				964
歳出合計	104,190	6,589	110,779			5,356	1,233

2 歳 入

1 款 診療収入

1 項 外来収入

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 国民健康保険診療報酬収入	5,351	1,233	6,584	1. 現年分	1,233	現年分 1,233
計	47,525	1,233	48,758			

3 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	35,270	5,356	40,626	1. 一般会計繰入金	5,356	一般会計繰入金 5,356
計	35,270	5,356	40,626			
歳入合計	104,190	6,589	110,779			

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 施設管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	67,138	5,625	72,763			5,356	269	1. 報酬	1,653	会計年度任用職員報酬	1,653
								2. 給料	2,607	一般職給	2,607
								3. 職員手当等	917	通勤手当	24
										期末手当	460
										勤勉手当	334
										寒冷地手当	99
								4. 共済費	328	共済組合負担金	271
										退職手当負担金	57
								8. 旅費	84	費用弁償	84
								10. 需用費	36	消耗品費	36
計	67,138	5,625	72,763			5,356	269				

2 款 医業費

1 項 医業費

1. 医業費	36,052	964	37,016				964	13. 使用料及び 賃借料	964	物品借上料	964
計	36,052	964	37,016				964				
歳出合計	104,190	6,589	110,779			5,356	1,233				

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補 正 後	(10) 2	16,399	10,768	10,385	37,552	4,771	42,323	常勤職員 2人
補 正 前	(8) 2	14,746	8,161	9,468	32,375	4,443	36,818	
比 較	(2) 0	1,653	2,607	917	5,177	328	5,505	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	0	0	0	200	0	1,145	0	0	0
	補 正 前	0	0	0	176	0	1,145	0	0	0
	比 較	0	0	0	24	0	0	0	0	0
職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	2	0	4,789	4,052	197	0	0		
	補 正 前	2	0	4,329	3,718	98	0	0		
	比 較	0	0	460	334	99	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ()内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(1) 2	0	10,768	5,715	16,483	3,646	20,129	
補正前	(0) 2	0	8,161	5,066	13,227	3,438	16,665	
比 較	(1) 0	0	2,607	649	3,256	208	3,464	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補正後	0	0	0	200	0	1,145	0	0	0
	補正前	0	0	0	176	0	1,145	0	0	0
	比 較	0	0	0	24	0	0	0	0	0
職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補正後	2	0	2,264	1,907	197	0	0		
	補正前	2	0	1,939	1,706	98	0	0		
	比 較	0	0	325	201	99	0	0		

備考1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ()内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(9) 0	16,399	0	4,670	21,069	1,125	22,194	
補正前	(8) 0	14,746	0	4,402	19,148	1,005	20,153	
比 較	(1) 0	1,653	0	268	1,921	120	2,041	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補正後	0	0	2,525	2,145	0	0	0		
	補正前	0	0	2,390	2,012	0	0	0		
	比 較	0	0	135	133	0	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	(千円)	説 明	備 考	
給 料	2,607	給与改定に伴う増減分	0			
		普通昇給に伴う増加分	0			
		その他の増減分	2,607	退職者分	0	
				採用者分	0	
		会計異動その他	2,607			
		会計年度任用職員分	0			
職員手当等	917	制度改正に伴う増減分	0			
		その他の増減分	917	退職者分	0	
				採用者分	0	
				会計異動その他	649	
		会計年度任用職員分	268			

議案第 60 号

令和 8 年度 北秋田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度北秋田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,015 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,362,184 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 9 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		846,460	10,015	856,475
	1 一般会計繰入金	816,370	10,015	826,385
歳入合計		5,352,169	10,015	5,362,184

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		100,348	771	101,119
	1 総務管理費	55,153	771	55,924
3 地域支援事業費		188,299	9,244	197,543
	1 地域支援事業費	188,299	9,244	197,543
歳出合計		5,352,169	10,015	5,362,184

令和8年度北秋田市介護保険特別会計補正予算に関する説明書
I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	846,460	10,015	856,475
歳入合計	5,352,169	10,015	5,362,184

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	100,348	771	101,119			771	
3 地域支援事業費	188,299	9,244	197,543			9,244	
歳出合計	5,352,169	10,015	5,362,184			10,015	

2 歳 入

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4. 事務費等繰入金	108,379	10,015	118,394	1. 職員給与費等繰入金	10,015	職員給与費等繰入金 10,015
計	816,370	10,015	826,385			
歳入合計	5,352,169	10,015	5,362,184			

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	55,153	771	55,924			771		2. 給料	142	一般職給	142
								3. 職員手当等	377	扶養手当	138
										住居手当	△324
										通勤手当	472
										期末手当	61
										勤勉手当	26
										寒冷地手当	△16
										児童手当	20
								4. 共済費	252	共済組合負担金	64
										退職手当負担金	188
計	55,153	771	55,924			771					

3 款 地域支援事業費

1 項 地域支援事業費

3. 包括的支援 ・任意事業 費	90,040	9,244	99,284			9,244		2. 給料	4,887	一般職給	4,887
								3. 職員手当等	2,323	通勤手当	88
										期末手当	1,183
										勤勉手当	1,011
										寒冷地手当	41
								4. 共済費	2,034	共済組合負担金	1,454
										退職手当負担金	580
計	188,299	9,244	197,543			9,244					
歳出合計	5,352,169	10,015	5,362,184			10,015					

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補 正 後	(6) 8	10,253	32,818	21,284	64,355	14,646	79,001	常勤職員 8人
補 正 前	(6) 7	10,253	27,789	18,584	56,626	12,360	68,986	
比 較	(0) 1	0	5,029	2,700	7,729	2,286	10,015	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	960	0	0	696	0	957	0	11	0
	補 正 前	822	0	324	136	0	957	0	11	0
	比 較	138	0	△ 324	560	0	0	0	0	0
職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	0	468	9,431	7,963	518	280	0		
	補 正 前	0	468	8,187	6,926	493	260	0		
	比 較	0	0	1,244	1,037	25	20	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ()内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(0) 8	0	32,818	18,376	51,194	13,891	65,085	
補正前	(0) 7	0	27,789	15,676	43,465	11,605	55,070	
比 較	(0) 1	0	5,029	2,700	7,729	2,286	10,015	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補正後	960	0	0	696	0	957	0	11	0
	補正前	822	0	324	136	0	957	0	11	0
	比 較	138	0	△ 324	560	0	0	0	0	0
職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補正後	0	468	7,852	6,634	518	280	0		
	補正前	0	468	6,608	5,597	493	260	0		
	比 較	0	0	1,244	1,037	25	20	0		

備考1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(7) 0	9,404	0	3,059	12,463	494	12,957	
補正前	(7) 0	9,404	0	3,059	12,463	494	12,957	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

職員手当 等の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補正後	0	0	1,663	1,396	0	0	0		
	補正前	0	0	1,663	1,396	0	0	0		
	比 較	0	0	0	0	0	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	(千円)	説 明	備 考	
給 料	5,029	給与改定に伴う増減分	0			
		普通昇給に伴う増加分	0			
		その他の増減分	5,029	退職者分	0	
				採用者分	0	
		会計異動その他	5,029			
		会計年度任用職員分	0			
職員手当等	2,700	制度改正に伴う増減分	0			
		その他の増減分	2,700	退職者分	0	
				採用者分	0	
				会計異動その他	2,700	
		会計年度任用職員分	0			

議案第 61 号

令和 8 年度 北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9, 4 2 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3 7, 9 5 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 9 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		127,486	9,428	136,914
	1 他会計繰入金	127,486	9,428	136,914
歳入合計		228,527	9,428	237,955

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		153,858	9,428	163,286
	1 施設管理費	153,858	9,428	163,286
歳出合計		228,527	9,428	237,955

令和8年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	127,486	9,428	136,914
歳入合計	228,527	9,428	237,955

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	153,858	9,428	163,286			9,428	
歳出合計	228,527	9,428	237,955			9,428	

2 歳 入

5 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	127,486	9,428	136,914	1. 一般会計繰入金	9,428	一般会計繰入金 9,428
計	127,486	9,428	136,914			
歳入合計	228,527	9,428	237,955			

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 施設管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	153,858	9,428	163,286			9,428		2. 給料	6,210	一般職給	6,210
								3. 職員手当等	2,371	通勤手当	416
										期末手当	928
										勤勉手当	569
										寒冷地手当	98
										単身赴任手当	360
								4. 共済費	847	共済組合負担金	198
										退職手当負担金	649
計	153,858	9,428	163,286			9,428					
歳出合計	228,527	9,428	237,955			9,428					

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補 正 後	(4) 10	8,303	47,431	43,911	99,645	17,970	117,615	常勤職員 10人
補 正 前	(3) 9	8,303	41,221	41,540	91,064	17,123	108,187	
比 較	(1) 1	0	6,210	2,371	8,581	847	9,428	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	1,194	0	0	1,630	13,852	879	0	0	0
	補 正 前	1,194	0	0	1,214	13,852	879	0	0	0
	比 較	0	0	0	416	0	0	0	0	0
職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	0	2,652	12,150	10,039	675	480	360		
	補 正 前	0	2,652	11,222	9,470	577	480	0		
	比 較	0	0	928	569	98	0	360		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ()内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(1) 8	0	41,328	38,302	79,630	16,812	96,442	
補正前	(0) 7	0	35,118	35,931	71,049	15,965	87,014	
比 較	(1) 1	0	6,210	2,371	8,581	847	9,428	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補正後	1,194	0	0	1,505	13,852	503	0	0	0
	補正前	1,194	0	0	1,089	13,852	503	0	0	0
	比 較	0	0	0	416	0	0	0	0	0
職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補正後	0	2,652	9,376	7,705	675	480	360		
	補正前	0	2,652	8,448	7,136	577	480	0		
	比 較	0	0	928	569	98	0	360		

備考1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(3) 2	8,303	6,103	5,609	20,015	1,158	21,173	
補正前	(3) 2	8,303	6,103	5,609	20,015	1,158	21,173	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補正後	0	0	0	125	0	376	0	0	0
	補正前	0	0	0	125	0	376	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補正後	0	0	2,774	2,334	0	0	0		
	補正前	0	0	2,774	2,334	0	0	0		
	比 較	0	0	0	0	0	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	(千円)	説 明	備 考	
給 料	6,210	普通昇給に伴う増加分	0			
		給与改定に伴う増減分	0			
		その他の増減分	6,210	退職者分	0	
				採用者分	3,258	
会計異動その他	2,952					
会計年度任用職員分	0					
職員手当等	2,371	制度改正に伴う増減分	0			
		その他の増減分	2,371	退職者分	0	
				採用者分	1,111	
				会計異動その他	1,260	
会計年度任用職員分	0					

議案第 62 号

令和 8 年度 北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 1 8 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 8 7, 7 6 3 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 9 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		68,054	4,184	72,238
	1 他会計繰入金	68,054	4,184	72,238
歳入合計		183,579	4,184	187,763

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		143,093	4,184	147,277
	1 施設管理費	143,093	4,184	147,277
歳出合計		183,579	4,184	187,763

令和8年度北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	68,054	4,184	72,238
歳入合計	183,579	4,184	187,763

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	143,093	4,184	147,277			4,184	
歳出合計	183,579	4,184	187,763			4,184	

2 歳 入

3 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	68,054	4,184	72,238	1. 一般会計繰入金	4,184	一般会計繰入金 4,184
計	68,054	4,184	72,238			
歳入合計	183,579	4,184	187,763			

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 施設管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	143,093	4,184	147,277			4,184				
							1. 報酬	1,559	会計年度任用職員報酬	1,559
							2. 給料	276	一般職給	276
							3. 職員手当等	2,178	扶養手当	341
						特殊勤務手当			1,367	
						期末手当			293	
						勤勉手当			177	
							4. 共済費	77	共済組合負担金	△153
									退職手当負担金	230
							8. 旅費	94	費用弁償	94
計	143,093	4,184	147,277			4,184				
歳出合計	183,579	4,184	187,763			4,184				

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補 正 後	(3) 9	6,198	38,451	31,978	76,627	15,444	92,071	常勤職員 9人
補 正 前	(2) 9	4,639	38,175	29,800	72,614	15,367	87,981	
比 較	(1) 0	1,559	276	2,178	4,013	77	4,090	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	341	0	324	1,222	11,284	415	0	0	0
	補 正 前	0	0	324	1,222	9,917	415	0	0	0
	比 較	341	0	0	0	1,367	0	0	0	0
等 の 内 訳	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	0	1,560	8,782	7,295	575	180	0		
	補 正 前	0	1,560	8,489	7,118	575	180	0		
	比 較	0	0	293	177	0	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ()内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補 正 後	(0) 9	0	38,451	30,279	68,730	15,131	83,861	
補 正 前	(0) 9	0	38,175	28,306	66,481	15,054	81,535	
比 較	(0) 0	0	276	1,973	2,249	77	2,326	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
	補 正 後	341	0	324	1,222	11,284	415	0	0	0
	補 正 前	0	0	324	1,222	9,917	415	0	0	0
	比 較	341	0	0	0	1,367	0	0	0	0
職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	児 童 手 当	単 身 赴 任 手 当		
	補 正 後	0	1,560	7,866	6,512	575	180	0		
	補 正 前	0	1,560	7,678	6,435	575	180	0		
	比 較	0	0	188	77	0	0	0		

備考1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ()内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(3) 0	6,198	0	1,699	7,897	313	8,210	
補正前	(2) 0	4,639	0	1,494	6,133	313	6,446	
比 較	(1) 0	1,559	0	205	1,764	0	1,764	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補正後	0	0	916	783	0	0	0		
	補正前	0	0	811	683	0	0	0		
	比 較	0	0	105	100	0	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	(千円)	説 明	備 考	
給 料	276	給与改定に伴う増減分	0			
		普通昇給に伴う増加分	0			
		その他の増減分	276	退職者分	0	
				採用者分	0	
		会計異動その他	276			
		会計年度任用職員分	0			
職員手当等	2,178	制度改正に伴う増減分	0			
		その他の増減分	2,178	退職者分	0	
				採用者分	0	
				会計異動その他	1,973	
		会計年度任用職員分	205			

議案第 63 号

令和 8 年度 北秋田市坊沢財産区特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度北秋田市坊沢財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 8 3 5 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 9 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		1	500	501
	1 繰越金	1	500	501
歳入合計		2,335	500	2,835

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,022	500	1,522
	1 総務管理費	1,022	500	1,522
歳出合計		2,335	500	2,835

令和8年度北秋田市坊沢財産区特別会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰越金	1	500	501
歳入合計	2,335	500	2,835

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,022	500	1,522				500
歳出合計	2,335	500	2,835				500

2 歳 入

2 款 繰越金

1 項 繰越金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰越金	1	500	501	1. 繰越金	500	繰越金 500
計	1	500	501			
歳入合計	2,335	500	2,835			

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 財産管理費	1,022	500	1,522				500	27. 繰出金	500	一般会計繰出金	500
計	1,022	500	1,522				500				
歳出合計	2,335	500	2,835				500				

議案第 64 号

令和 8 年度 北秋田市綴子財産区特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度北秋田市綴子財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 7 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 8 9 5 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 9 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		1	473	474
	1 繰越金	1	473	474
歳入合計		3,422	473	3,895

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		96	473	569
	1 総務管理費	96	473	569
歳出合計		3,422	473	3,895

令和8年度北秋田市綴子財産区特別会計補正予算に関する説明書
I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰越金	1	473	474
歳入合計	3,422	473	3,895

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	96	473	569				473
歳出合計	3,422	473	3,895				473

2 歳 入

2 款 繰越金

1 項 繰越金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰越金	1	473	474	1. 繰越金	473	繰越金 473
計	1	473	474			
歳入合計	3,422	473	3,895			

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 財産管理費	96	473	569				473	27. 繰出金	473	一般会計繰出金	473
計	96	473	569				473				
歳出合計	3,422	473	3,895				473				

議案第 65 号

令和 8 年度 北秋田市米内沢財産区特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度北秋田市米内沢財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 9 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 0 7 2 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 9 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸	収 入	2	196	198
	2 雑 入	1	196	197
歳 入 合 計		7,876	196	8,072

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸 支 出 金		2,571	98	2,669
	2 分 収 交 付 金	2,357	98	2,455
4 予 備 費		4,020	98	4,118
	1 予 備 費	4,020	98	4,118
歳 出 合 計		7,876	196	8,072

令和8年度北秋田市米内沢財産区特別会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 諸収入	2	196	198
歳入合計	7,876	196	8,072

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 諸 支 出 金	2,571	98	2,669				98
4 予 備 費	4,020	98	4,118				98
歳 出 合 計	7,876	196	8,072				196

2 歳 入

3 款 諸収入

2 項 雑入

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 雑入	1	196	197	1. 雑入	196	雑入 196
計	1	196	197			
歳入合計	7,876	196	8,072			

3 歳 出

3 款 諸支出金

2 項 分収交付金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 分収交付金	2,357	98	2,455				98	18. 負担金、補助 及び交付金	98	立木分収交付金
計	2,357	98	2,455				98			

4 款 予備費

1 項 予備費

1. 予備費	4,020	98	4,118				98			
計	4,020	98	4,118				98			
歳出合計	7,876	196	8,072				196			

議案第 66 号

令和 8 年度 北秋田市前田財産区特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度北秋田市前田財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 3 1 4 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 9 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸	収 入	2	86	88
	2 雑 入	1	86	87
歳 入 合 計		5,228	86	5,314

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸 支 出 金		2,127	43	2,170
	2 分 収 交 付 金	327	43	370
5 予 備 費		1	43	44
	1 予 備 費	1	43	44
歳 出 合 計		5,228	86	5,314

令和8年度北秋田市前田財産区特別会計補正予算に関する説明書
I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 諸収入	2	86	88
歳入合計	5,228	86	5,314

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 諸 支 出 金	2,127	43	2,170				43
5 予 備 費	1	43	44				43
歳 出 合 計	5,228	86	5,314				86

2 歳 入

3 款 諸収入

2 項 雑入

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 雑入	1	86	87	1. 雑入	86	雑入 86
計	1	86	87			
歳入合計	5,228	86	5,314			

3 歳 出

4 款 諸支出金

2 項 分収交付金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 分収交付金	327	43	370				43	18. 負担金、補助 及び交付金	43	立木分収交付金
計	327	43	370				43			

5 款 予備費

1 項 予備費

1. 予備費	1	43	44				43			
計	1	43	44				43			
歳出合計	5,228	86	5,314				86			

議案第67号

令和8年度

北秋田市水道事業会計補正予算（第1号）

秋田県北秋田市

目 次

1	令和8年度北秋田市水道事業会計補正予算（第1号）	3
2	令和8年度北秋田市水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書		
	（1）令和8年度北秋田市水道事業会計補正予算実施計画	4
	（2）令和8年度北秋田市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書	6
	（3）給与費明細書	7
	（4）令和8年度北秋田市水道事業会計予定貸借対照表	10
	（5）水道事業会計に関する書類の注記	11
3	令和8年度北秋田市水道事業会計補正予算事項別明細書	13

令和8年度北秋田市水道事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 令和8年度北秋田市水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 令和8年度北秋田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

【収入】	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	839,973 千円	148 千円	840,121 千円
第2項 営業外収益	160,148 千円	148 千円	160,296 千円
【支出】	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	903,858 千円	4,084 千円	907,942 千円
第1項 営業費用	853,290 千円	4,076 千円	857,366 千円
第2項 営業外費用	39,348 千円	8 千円	39,356 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額238,241千円は、消費税および地方消費税資本的収支調整額42,009千円、過年度分損益勘定留保資金196,232千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額243,985千円は、消費税および地方消費税資本的収支調整額42,017千円、過年度分損益勘定留保資金201,968千円」に改める。

【支出】	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	755,967 千円	5,744 千円	761,711 千円
第1項 建設改良費	472,346 千円	5,744 千円	478,090 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	88,847 千円	9,012 千円	97,859 千円

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第8条中「70,343千円」を「70,491千円」に改める。

令和8年6月9日提出

北秋田市長 津谷永光

(1) 令和8年度北秋田市水道事業会計補正予算実施計画

収益の収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業収益			839,973	148	840,121	
	2 営業外収益		160,148	148	160,296	
		4 補助金		70,343	148	70,491

収益の支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1 水道事業費用			903,858	4,084	907,942		
	1 営業費用		853,290	4,076	857,366		
		1 原水及び浄水費		126,469	9,163	135,632	
		2 配水及び給水費		142,915	△5,709	137,206	
		3 総係費		151,653	622	152,275	
	2 営業外費用			39,348	8	39,356	
		3 消費税及び地方消費税		16,172	8	16,180	

資本的支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			755,967	5,744	761,711	
	1 建設改良費		472,346	5,744	478,090	
		1 水道建設事業費	467,841	5,744	473,585	

(2) 令和8年度北秋田市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(又は損失)	△ 69,295,607
減価償却費	429,692,707
固定資産除却費	1,052,098
長期前受金戻入額	△ 86,591,644
支払利息及び企業債取扱諸費	23,176,000
受取利息・配当金	△ 3,208,000
未収金の増減額	△ 152,000
未払金の増減額	12,490,000
小計	307,163,554
利息及び配当金の受取額	3,208,000
利息の支払額	△ 23,176,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	287,195,554
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 431,850,815
他会計補助金等による収入	31,350,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 400,500,815
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	330,800,000
企業債の償還による支出	△ 283,620,694
他会計等からの出資による収入	155,575,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	202,754,306
資金増加額(又は減少額)	89,449,045
資金期首残高	1,845,960,550
資金期末残高	1,935,409,595

(3) 給与費明細書

1. 総括

(単位：千円、人)

区分	職員数		給与費				法定福利費	合計	備考	
	特別職	一般職	報酬	給料	手当	計				
補正後	損益勘定支弁職員	()	()	0	41,590	28,167	69,757	13,001	82,758	
	資本勘定支弁職員	()	()	0	7,814	4,849	12,663	2,438	15,101	
	計	()	()	0	49,404	33,016	82,420	15,439	97,859	
補正前	損益勘定支弁職員	()	()	0	40,216	26,613	66,829	12,276	79,105	
	資本勘定支弁職員	()	()	0	4,723	3,519	8,242	1,500	9,742	
	計	()	()	0	44,939	30,132	75,071	13,776	88,847	
比較	損益勘定支弁職員	()	()	0	1,374	1,554	2,928	725	3,653	
	資本勘定支弁職員	()	()	0	3,091	1,330	4,421	938	5,359	
	計	()	()	0	4,465	2,884	7,349	1,663	9,012	

※ () 内は、短時間勤務職員の人数

(単位：千円)

手当の内訳	区分	扶	養	住	居	通	勤	管	時	休	期	勤	寒	児	管	計
		手	当	手	当	手	当	手	当	外	日	末	勉	冷	童	理
内	補正後	1,704	0	637	1,572	5,995	714	11,284	9,360	775	940	35	33,016			
	補正前	744	0	737	1,572	5,995	714	10,287	8,751	577	720	35	30,132			
	比較	960	0	△ 100	0	0	0	997	609	198	220	0	2,884			

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円、人)

区 分	職員数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計	備 考	
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計				
補 正 後	損益勘定支弁職員	()	()	0	29,459	18,987	48,446	9,537	57,983	
	資本勘定支弁職員	()	()	0	7,814	4,849	12,663	2,438	15,101	
	計	()	()	0	37,273	23,836	61,109	11,975	73,084	
補 正 前	損益勘定支弁職員	()	()	0	24,860	16,160	41,020	7,874	48,894	
	資本勘定支弁職員	()	()	0	4,723	3,519	8,242	1,500	9,742	
	計	()	()	0	29,583	19,679	49,262	9,374	58,636	
比 較	損益勘定支弁職員	()	()	0	4,599	2,827	7,426	1,663	9,089	
	資本勘定支弁職員	()	()	0	3,091	1,330	4,421	938	5,359	
	計	()	()	0	7,690	4,157	11,847	2,601	14,448	

※ () 内は、短時間勤務職員の人数

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	扶 手	養 当	住 手	居 当	通 手	勤 当	管 理 職 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 当	児 童 手 当	管理職員特別勤務手当	計
	補 正 後		1,704	0	525	1,572	2,295	48	8,731	7,211	775	940	35	23,836		
補 正 前		744	0	601	1,572	2,295	48	7,056	6,031	577	720	35	19,679			
比 較		960	0	△ 76	0	0	0	1,675	1,180	198	220	0	4,157			

イ 会計年度任用職員

(単位：千円、人)

区分	職員数		給与費				法定福利費	合計	備考	
	特別職	一般職	報酬	給料	手当	計				
補正後	損益勘定支弁職員	() 0	() 4	0	12,131	9,180	21,311	3,464	24,775	
	資本勘定支弁職員	() 0	() 0	0	0	0	0	0	0	
	計	() 0	() 4	0	12,131	9,180	21,311	3,464	24,775	
補正前	損益勘定支弁職員	() 0	() 5	0	15,356	10,453	25,809	4,402	30,211	
	資本勘定支弁職員	() 0	() 0	0	0	0	0	0	0	
	計	() 0	() 5	0	15,356	10,453	25,809	4,402	30,211	
比較	損益勘定支弁職員	() 0	() △1	0	△ 3,225	△ 1,273	△ 4,498	△ 938	△ 5,436	
	資本勘定支弁職員	() 0	() 0	0	0	0	0	0	0	
	計	() 0	() △1	0	△ 3,225	△ 1,273	△ 4,498	△ 938	△ 5,436	

※ () 内は、短時間勤務職員の人数

(単位：千円)

手当の 内訳	区分	扶	養	住	居	通	勤	管	職	時	外	休	日	勤	期	末	勤	勉	寒	冷	地	児	童	管	理	職	員	特	別	勤	務	手	当	計
		手	当	手	当	手	当	手	当	手	当	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手		
内訳	補正後	0	0	0	0	112	0	0	0	3,700	666	2,553	2,149	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,180	
	補正前	0	0	0	0	136	0	0	0	3,700	666	3,231	2,720	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,453		
	比較	0	0	0	0	△ 24	0	0	0	0	0	△ 678	△ 571	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 1,273		

2. 給料及び手当の増減額明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	4,465	給与改定に伴う増減分		0	
		昇給に伴う増加分		0	
		その他の増減分		4,465	会計異動その他 会計年度任用職員
手当	2,884	制度改正に伴う増減分		0	
		その他の増減分		2,884	会計異動その他 会計年度任用職員

(4) 令和8年度北秋田市水道事業会計予定貸借対照表
(令和9年3月31日)

(単位：円)

資産の部				負債の部			
I. 固定資産				III. 固定負債			
(1) 有形固定資産				(1) 企業債		2,650,013,503	
イ 土地		97,447,754		固定負債合計			2,650,013,503
ロ 建物	1,164,861,445			IV. 流動負債			
建物減価償却累計額	△ 256,443,968	908,417,477		(1) 企業債		269,863,916	
ハ 構築物	7,950,045,869			(2) 未払金		26,180,000	
構築物減価償却累計額	△ 2,871,228,938	5,078,816,931		(3) 前受金		10,000	
ニ 機械及び装置	2,142,826,270			(4) 預り金		1,000,000	
機械及び装置減価償却累計額	△ 930,133,614	1,212,692,656		流動負債合計			297,053,916
ホ 車両運搬具	33,131,359			V. 繰延収益			
車両運搬具減価償却累計額	△ 29,071,690	4,059,669		(1) 長期前受金		2,279,730,645	
ヘ 工具器具及び備品	65,262,399			(2) 長期前受金収益化累計額		△ 804,069,252	
工具器具及び備品減価償却累計額	△ 39,725,318	25,537,081		繰延収益合計			1,475,661,393
ト 建設仮勘定		78,052,000		負債合計			4,422,728,812
有形固定資産合計			7,405,023,568	資本の部			
(2) 無形固定資産				VI. 資本金			
イ 電話加入権		81,100		(1) 自己資本金			
ロ 水利権		550,045,850		イ 固有資本金	1,637,887,855		
無形固定資産合計			550,126,950	ロ 繰入資本金	2,285,813,808		
固定資産合計				ハ 組入資本金	764,000,000		
II. 流動資産				自己資本金合計		4,687,701,663	
(1) 現金預金				資本金合計			4,687,701,663
イ 当座預金		525,409,595		VII. 剰余金			
ロ 定期預金		1,400,000,000		(1) 資本剰余金		22,688,314	
ハ 有価証券		10,000,000		(2) 利益剰余金			
現金預金合計			1,935,409,595	イ 減債積立金		0	
(2) 未収金			9,288,000	ロ 利益積立金		25,000,000	
(3) 貯蔵品				ハ 建設改良積立金		50,000,000	
イ 材料		52,565		二 当年度末未処分利益剰余金		692,529,189	
ロ 機械及び装置		747,300		利益剰余金合計		767,529,189	
貯蔵品合計			799,865	剰余金合計			790,217,503
流動資産合計				資本合計			5,477,919,166
資産合計			9,900,647,978	負債資本合計			9,900,647,978

(5) 水道事業会計に関する書類の注記

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・量水器を除く資産	定額法		
・量水器	取替法		
・主な耐用年数			
建物	15～45年	機械及び装置	3～20年
構築物	10～60年	車両及び運搬具	4～6年
量水器	8年	工具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法	定額法
・主な耐用年数	
水利権	55年
・非償却資産	
電話加入権	

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品	先入先出法による原価法
------	-------------

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金
計上していない。

(2) 賞与引当金
計上していない。

(3) 法定福利費引当金
計上していない。

(4) 特別修繕引当金
計上していない。

(5) 修繕引当金
当年度は引当していない。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

1 表示方法

業務活動によるキャッシュ・フローの表示方法は間接法を採用している。

2 重要な非資金取引

該当なし。

Ⅲ. 予定貸借対照表等に関する注記

1 企業債償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は1,291,271千円である。

Ⅳ. セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

北秋田市水道事業会計は、鷹巣上水道事業、森吉合川上水道事業及び簡易水道事業の3事業を報告セグメントとしている。
なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
鷹巣上水道事業	鷹巣上水道事業として経営認可を受けている区域へ水道水を供給する業務
森吉合川上水道事業	森吉合川上水道事業として経営認可を受けている区域へ水道水を供給する業務
簡易水道事業	簡易水道事業として経営認可を受けている区域へ水道水を供給する業務

2 報告セグメントごとの営業収益等

令和8年度(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位:千円)

区 分	鷹巣上水道事業	森吉合川上水道事業	簡易水道事業	合 計
営業収益	168,314	263,128	186,597	618,039
営業費用	191,012	400,391	227,286	818,689
営業損益	△ 22,698	△ 137,263	△ 40,689	△ 200,650
経常損益	△ 6,297	△ 39,694	△ 21,289	△ 67,280
その他の項目				
他会計繰入金	23,459	179,497	40,367	243,323
減価償却費	81,722	262,816	85,154	429,692
特別利益	2	0	0	2
特別損失	420	989	609	2,018
有形固定資産の増加額	21,915	126,081	333,366	481,362

令和8年度北秋田市水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的收入及び支出

収 入

1 款 水道事業収益

(単位:千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 営業外収益	160,148	148	160,296			
4 補助金	70,343	148	70,491			
				1 他会計補助金	148	児童手当繰入金 148

収益的收入及び支出
支 出

1 款 水道事業費用

(単位:千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 営業費用	853,290	4,076	857,366			
1 原水及び浄水費	126,469	9,163	135,632			
				1 給料	4,839	一般職給 4,839
				2 手当	2,004	扶養手当 216 通勤手当 △13 期末手当 958 勤勉手当 744 寒冷地手当 99
				5 法定福利費	1,717	共済組合負担金 1,717
				8 退職手当負担金	603	退職手当負担金 603
2 配水及び給水費	142,915	△5,709	137,206			
				1 給料	△3,225	会計年度任用職員 △3,225
				2 手当	△1,273	通勤手当 △24 期末手当 △678 勤勉手当 △571
				5 法定福利費	△938	共済組合負担金 △938
				8 退職手当負担金	△273	退職手当負担金 △273
3 総係費	151,653	622	152,275			
				1 給料	△240	一般職給 △240
				2 手当	823	扶養手当 744 通勤手当 △151 期末手当 69 勤勉手当 △117 寒冷地手当 58

支 出

1 款 水道事業費用

(単位:千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
						児童手当 220
				5 法定福利費	△54	共済組合負担金 △54
				8 退職手当負担金	93	退職手当負担金 93
2 営業外費用	39,348	8	39,356			
3 消費税及び地方消費税	16,172	8	16,180			
				1 消費税及び地方消費税	8	消費税及び地方消費税 8

資本的收入及び支出
支 出

1 款 資本の支出

(単位:千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 建設改良費	472,346	5,744	478,090			
1 水道建設事業費	467,841	5,744	473,585			
				1 給料	3,091	一般職給 3,091
				2 手当	1,330	通勤手当 88 期末手当 648 勤勉手当 553 寒冷地手当 41
				5 法定福利費	938	共済組合負担金 938
				8 退職手当負担金	385	退職手当負担金 385

議案第 68 号

令和 8 年度

北秋田市下水道事業会計補正予算(第 1 号)

秋田県北秋田市

目 次

1	令和8年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）	3
2	令和8年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書	
	（1）令和8年度北秋田市下水道事業会計補正予算実施計画	4
	（2）令和8年度北秋田市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書	6
	（3）給与費明細書	7
	（4）令和8年度北秋田市下水道事業会計予定貸借対照表	10
	（5）下水道事業会計に関する書類の注記	11
3	令和8年度北秋田市下水道事業会計補正予算事項別明細書	13

令和8年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和8年度北秋田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

【収入】	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	1,320,394 千円	△226 千円	1,320,168 千円
第2項 営業外収益	904,909 千円	△226 千円	904,683 千円
【支出】	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	1,404,570 千円	3,405 千円	1,407,975 千円
第1項 営業費用	1,310,417 千円	3,405 千円	1,313,822 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額261,993千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額55,856千円、過年度分損益勘定留保資金206,137千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額259,088千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額55,856千円、過年度分損益勘定留保資金203,232千円」に改める。

【収入】	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	1,232,649 千円	2,905 千円	1,235,554 千円
第2項 出資金	430,875 千円	2,905 千円	433,780 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	42,685 千円	3,071 千円	45,756 千円

（他会計からの補助金の補正）

第5条 予算第10条中「524,090千円」を「523,850千円」に改める。

令和8年6月9日提出

北秋田市長 津谷永光

(1) 令和8年度北秋田市下水道事業会計補正予算実施計画
収益の収入及び支出

収益の収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予算額	予 定 額	備 考
1 下水道事業収益			1,320,394	△ 226	1,320,168	
	2 営業外収益		904,909	△ 226	904,683	
		2 他会計補助金	472,326	△ 240	472,086	
		4 雑収益	37,149	14	37,163	

収益の支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予算額	予 定 額	備 考
1 下水道事業費用			1,404,570	3,405	1,407,975	
	1 営業費用		1,310,417	3,405	1,313,822	
		1 管渠費	106,771	△ 2,404	104,367	
		3 処理場費	342,935	102	343,037	
		5 総係費	78,575	5,707	84,282	

資本的收入及び支出

資本的收入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予算額	予 定 額	備 考
1 資本的收入			1,232,649	2,905	1,235,554	
	2 出資金		430,875	2,905	433,780	
		1 出資金		430,875	2,905	433,780

(2) 令和8年度北秋田市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(又は損失)	△ 115,563,000
減価償却費	758,461,000
固定資産除却費	1,003,000
長期前受金戻入額	△ 389,934,000
支払利息及び企業債取扱諸費	89,323,000
未収金の増減額	19,126,200
控除対象外消費税	△ 25,099,000
小計	337,317,200
利息の支払額	△ 89,323,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	247,994,200
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 576,908,000
受益者負担金等による収入	24,010,000
他会計補助金等による収入	51,764,000
国庫補助金等による収入	242,500,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 258,634,000
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	483,500,000
企業債の償還による支出	△ 844,835,744
他会計等からの出資による収入	433,780,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	72,444,256
資金に係る換算差額	
資金増加額(又は減少額)	61,804,456
資金期首残高	166,876,626
資金期末残高	228,681,082

(3) 給与費明細書

1. 総括

(単位：千円、人)

区分	職員数		給与費				法定福利費	合計	備考
	特別職	一般職	報酬	給料	手当	計			
補正後	損益勘定支弁職員	(0) (1) 0 6	2,231	20,900	15,371	38,502	7,254	45,756	
	資本勘定支弁職員	(0) (0) 0 0	0	0	0	0	0	0	
	計	(0) (1) 0 6	2,231	20,900	15,371	38,502	7,254	45,756	
補正前	損益勘定支弁職員	(0) (1) 0 5	2,231	19,165	14,496	35,892	6,793	42,685	
	資本勘定支弁職員	(0) (0) 0 0	0	0	0	0	0	0	
	計	(0) (1) 0 5	2,231	19,165	14,496	35,892	6,793	42,685	
比較	損益勘定支弁職員	(0) (0) 0 1	0	1,735	875	2,610	461	3,071	
	資本勘定支弁職員	(0) (0) 0 0	0	0	0	0	0	0	
	計	(0) (0) 0 1	0	1,735	875	2,610	461	3,071	

※ () 内は、短時間勤務職員の人数

(単位：千円)

手当の 内訳	区分	扶 手	養 当	住 手	居 当	通 手	勤 当	管 理 職 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	期 末 勤 務 手 当	勉 励 手 当	寒 冷 地 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	計
	補正後			390		942		527	468	2,782	27	5,151	4,326	452	295	11
補正前			624		324		375	468	2,782	27	4,875	4,096	379	535	11	14,496
比較			△ 234		618		152	0	0	0	276	230	73	△ 240	0	875

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円、人)

区 分	職員数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計	備 考	
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計				
補正後	損益勘定支弁職員	(0)	(0)	0	20,900	14,664	35,564	6,857	42,421	
	資本勘定支弁職員	(0)	(0)	0	0	0	0	0	0	
	計	(0)	(0)	0	20,900	14,664	35,564	6,857	42,421	
補正前	損益勘定支弁職員	(0)	(0)	0	19,165	13,789	32,954	6,396	39,350	
	資本勘定支弁職員	(0)	(0)	0	0	0	0	0	0	
	計	(0)	(0)	0	19,165	13,789	32,954	6,396	39,350	
比較	損益勘定支弁職員	(0)	(0)	0	1,735	875	2,610	461	3,071	
	資本勘定支弁職員	(0)	(0)	0	0	0	0	0	0	
	計	(0)	(0)	0	1,735	875	2,610	461	3,071	

※ () 内は、短時間勤務職員の人数

(単位：千円)

手 当 の 区 分	扶 手	養 住 居 通 勤 管 理 職 時 間 外 休 日 勤 期 未 勤 勉 寒 冷 地 児 童 管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	計									
	補正後	390	942	527	468	2,782	27	4,767	4,003	452	295	11
補正前	624	324	375	468	2,782	27	4,491	3,773	379	535	11	13,789
比較	△ 234	618	152	0	0	0	276	230	73	△ 240	0	875

(4) 令和8年度北秋田市下水道事業会計予定貸借対照表
(令和9年3月31日)

(単位：円)

資産の部				負債の部			
I. 固定資産				III. 固定負債			
(1) 有形固定資産				(1) 企業債	7,696,818,404		
イ 土地		161,794,156		固定負債合計		7,696,818,404	
ロ 建物	1,083,047,674			IV. 流動負債			
建物減価償却累計額	△ 214,350,265	868,697,409		(1) 企業債	825,193,134		
ハ 構築物	22,190,368,825			(2) 未払金	0		
構築物減価償却累計額	△ 4,150,311,123	18,040,057,702		(3) 前受金	0		
ニ 機械及び装置	1,894,620,916			(4) その他流動負債	0		
機械及び装置減価償却累計額	△ 1,023,004,091	871,616,825		流動負債合計		825,193,134	
ホ 車両運搬具	3,666,500			V. 繰延収益			
車両運搬具減価償却累計額	△ 3,147,420	519,080		(1) 長期前受金	13,550,906,516		
ヘ 工具器具及び備品	5,023,100			(2) 長期前受金収益化累計額	△ 2,824,818,321		
工具器具及び備品減価償却累計額	△ 3,235,636	1,787,464		繰延収益合計		10,726,088,195	
ト 建設仮勘定		2,102,898,275		負債合計		19,248,099,733	
有形固定資産合計			22,047,370,911	資本の部			
(2) 投資有価証券				VI. 資本金			
イ 株式		1,030,000		(1) 自己資本金			
投資有価証券合計			1,030,000	イ 固有資本金	1,105,514,547		
固定資産合計			22,048,400,911	ロ 繰入資本金	2,443,995,500		
				自己資本金合計		3,549,510,047	
II. 流動資産				資本金合計		3,549,510,047	
(1) 現金預金				VII. 剰余金			
イ 当座預金		228,631,082		(1) 資本剰余金		81,014,686	
ロ 小口現金		50,000		(2) 利益剰余金			
現金預金合計			228,681,082	イ 当年度未処分利益剰余金	△ 557,380,277		
(2) 未収金			43,422,046	利益剰余金合計		△ 557,380,277	
(3) 貯蔵品			740,150	剰余金合計		△ 476,365,591	
(4) 前払金			0	資本合計		3,073,144,456	
流動資産合計			272,843,278	負債資本合計		22,321,244,189	
資産合計			22,321,244,189				

(5) 下水道事業会計に関する書類の注記

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ・量水器を除く資産 定額法
- ・量水器 取替法
- ・主な耐用年数

建物	15～45年	機械及び装置	3～20年
構築物	10～60年	車両及び運搬具	4～6年
量水器	8年	工具及び備品	2～15年

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・貯蔵品 先入先出法による原価法

2 引当金の計上方法

- ##### (1) 退職給付引当金
- 計上していない。

- ##### (2) 賞与引当金
- 計上していない。

- ##### (3) 法定福利費引当金
- 計上していない。

- ##### (4) 特別修繕引当金
- 計上していない。

- ##### (5) 修繕引当金
- 当年度は引当していない。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

1 表示方法

業務活動によるキャッシュ・フローの表示方法は間接法を採用している。

2 重要な非資金取引

該当なし。

Ⅲ. 予定貸借対照表等に関する注記

1 企業債償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は131,376千円である。

Ⅳ. セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

北秋田市下水道事業会計では、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業の4事業を報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	公共下水道事業における処理区域で汚水を処理する業務
特定環境保全公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業における処理区域で汚水を処理する業務
農業集落排水事業	農業集落排水事業における処理区域で汚水を処理する業務
特定地域生活排水処理事業	特定地域生活排水処理事業における処理区域で汚水を処理する業務

2 報告セグメントごとの営業収益等

令和8年度(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位:千円)

区 分	公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	農業集落排水事業	特定地域生活 排水処理事業	合 計
営業収益	293,408	14,995	61,063	8,577	378,043
営業費用	863,988	91,962	283,191	28,896	1,268,037
営業損益	△ 570,580	△ 76,967	△ 222,128	△ 20,319	△ 889,994
経常損益	△ 37,650	△ 24,032	△ 48,513	△ 3,704	△ 113,899
その他の項目					
他会計繰入金	640,003	91,779	212,812	16,633	961,227
減価償却費	528,238	48,913	173,439	7,871	758,461
特別利益	0	0	0	0	0
特別損失	988	35	641	0	1,664
有形固定資産の増加額	553,877	7,103	15,338	0	576,318

令和8年度北秋田市下水道事業会計補正予算事項別明細書

収益の収入及び支出 収 入

1 款 下水道事業収益

(単位:千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 営業外収益	904,909	△226	904,683			
3 他会計補助金	472,326	△240	472,086			
				1 一般会計補助金	△240	一般会計補助金 △240
4 雑収益	37,149	14	37,163			
				1 消費税及び地方消費税還付金	14	消費税および地方消費税還付金 14

支 出

1 款 下水道事業費用

(単位:千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 営業費用	1,310,417	3,405	1,313,822			
1 管渠費	106,771	△2,404	104,367			
				1 給料	△1,311	一般職給 △1,311
				2 手当	△564	扶養手当 78 通勤手当 △74 期末手当 △299 勤勉手当 △269
				3 退職手当負担金	△115	退職手当負担金 △115
				6 法定福利費	△414	共済組合負担金 △414
3 処理場費	342,935	102	343,037			

支 出

1 款 下水道事業費用

(単位:千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				3 退職手当負担金	23	退職手当負担金 23
				6 法定福利費	79	共済組合負担金 79
5 総係費	78,575	5,707	84,282			
				1 給料	3,046	一般職給 3,046
				2 手当	1,439	扶養手当 △312 住居手当 618 通勤手当 226 期末手当 575 勤勉手当 499 寒冷地手当 73 児童手当 △240
				3 退職手当負担金	426	退職手当負担金 426
				6 法定福利費	796	共済組合負担金 796

資本的收入及び支出
収 入

1 款 資本的收入

(単位:千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 出資金	430,875	2,905	433,780			
1 出資金	430,875	2,905	433,780			
				1 他会計出資金	2,905	他会計出資金 2,905

議案第69号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

- 1 工 事 名 旧クリーンリサイクルセンター解体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金 1,537,800,000 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 139,800,000 円)
- 4 契約の相手方 北秋田市脇神字平崎川戸沼 12-7
朝日・小野・津谷特定建設工事共同企業体
代表 朝日建設株式会社 代表取締役 小林 郷 司

令和8年6月9日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

工事請負契約の締結については、北秋田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年北秋田市条例第43号）第2条の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提案するものである。

議案第69号 資料1

概要説明

- 1 工事場所 北秋田市坊沢字大野宮後 150
- 2 工事内容 解体工事
- 1号棟（焼却施設）
鉄筋コンクリート造3階建て 延床面積 2,234.39 m²
- 2号棟（粗大ごみ処理施設）
鉄筋コンクリート造3階建て 延床面積 1,096.91 m²
- 7号棟（灰固形化棟）
鉄骨造3階建て 延床面積 305.26 m²
- その他工事
除染工事、機器解体工事、煙突解体工事
土壌汚染対策工事、整地工事
- 3 入札参加業者 朝日・小野・津谷特定建設工事共同企業体
- 4 工期 議会の議決の翌日（但し、閉庁日を除く）から
令和11年3月30日まで

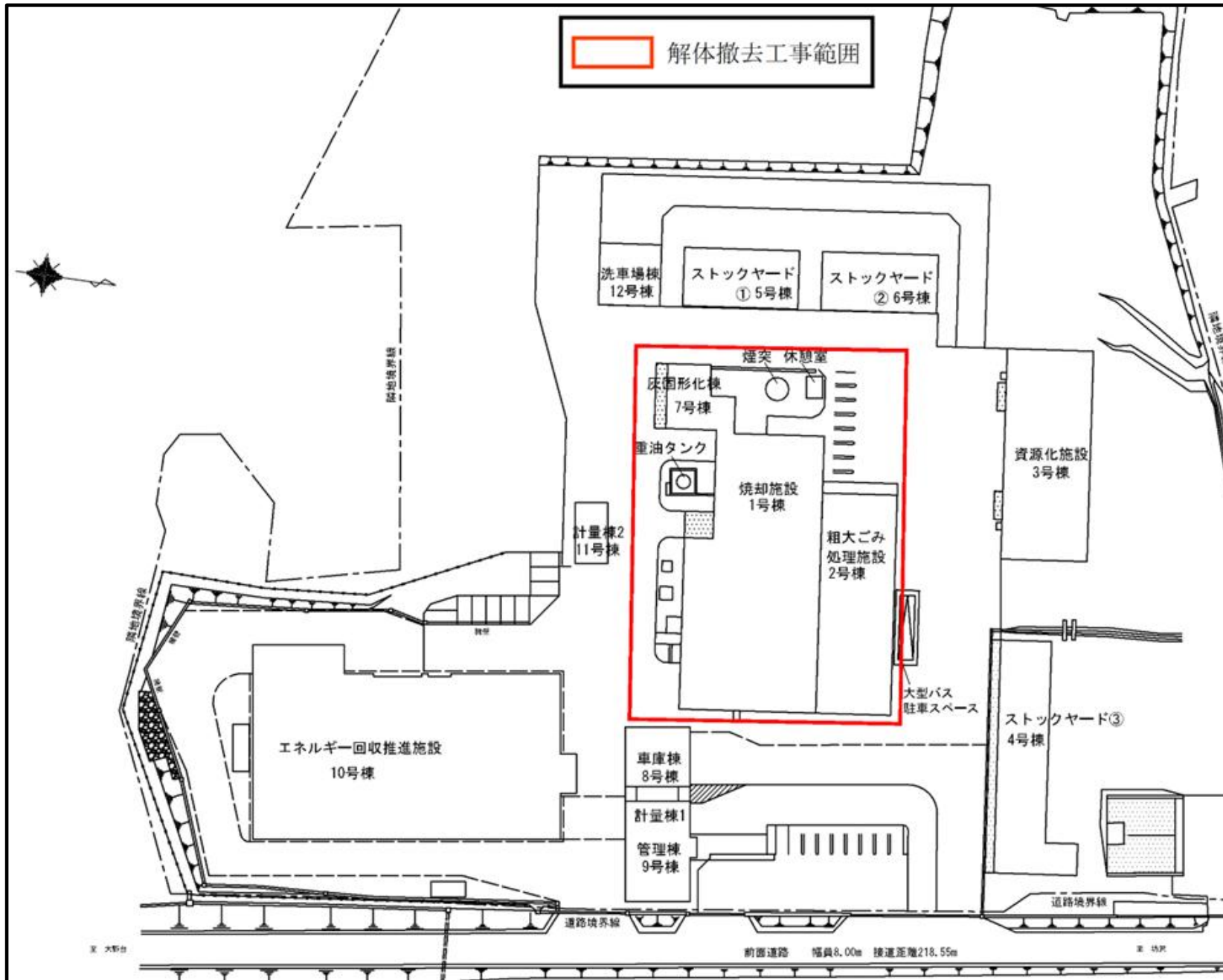


図 施設の全体配置図及び解体撤去工事範囲

議案第70号

工事の委託に関する契約の締結について

次のとおり工事の委託に関する契約（工事請負契約に準ずるもの）を締結するものとする。

- | | |
|----------|--|
| 1 業 務 名 | 消防救急デジタル無線及び高機能指令システム指令系更新委託 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約金額 | 金308,000,000円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金28,000,000円) |
| 4 契約の相手方 | 宮城県仙台市宮城野区扇町3丁目5番5号
株式会社ゼネラル
東北情報通信ネットワーク営業部
部長 矢 澤 秀 昭 |

令和8年6月9日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

工事請負契約の締結については、北秋田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年北秋田市条例第43号）第2条の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提案するものである。

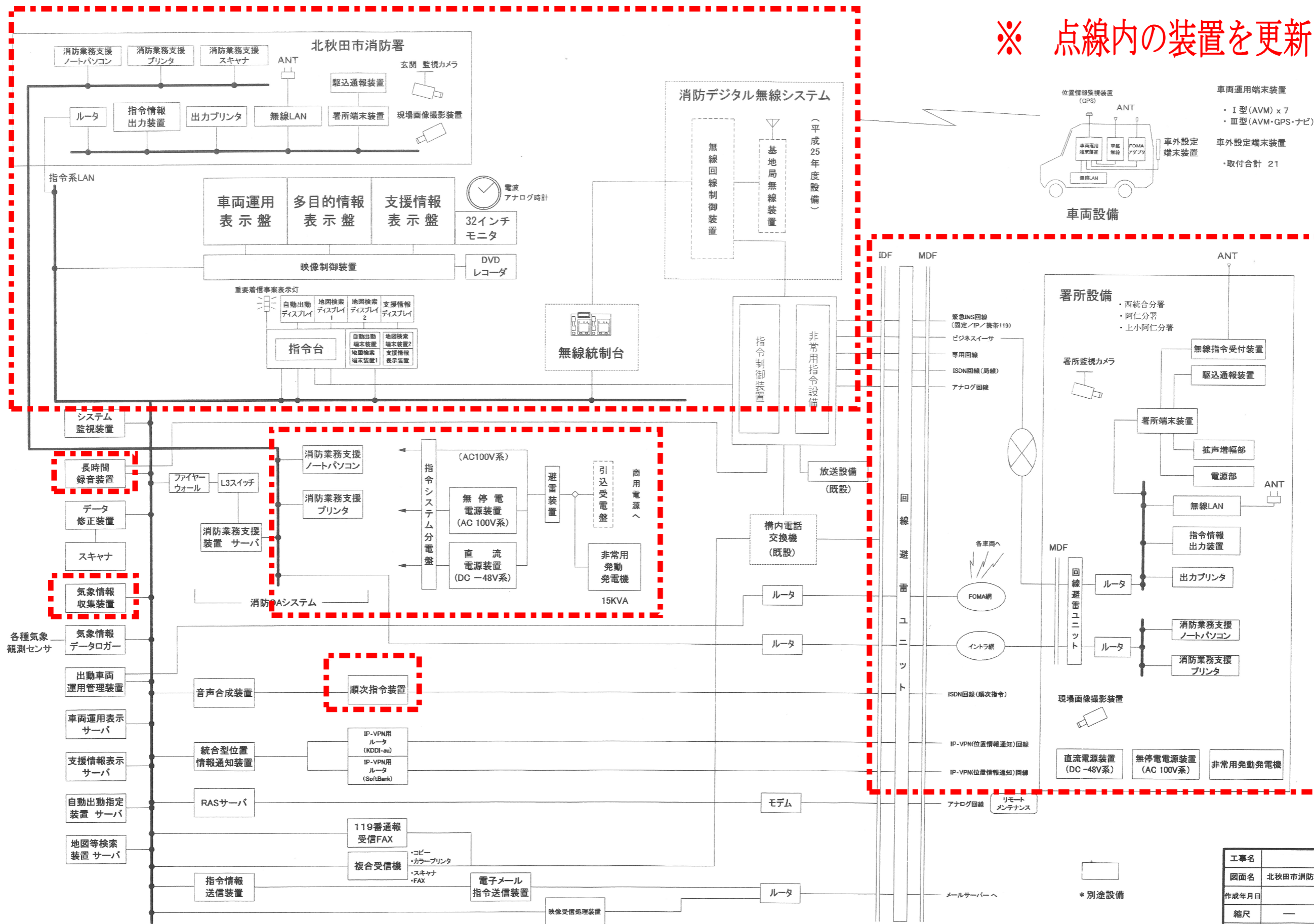
議案第70号 資料1

概要説明

- 1 業務場所 北秋田市鷹巣字北中家下85 外
- 2 業務内容 (1) 消防救急デジタル無線及び高機能指令システム指令系機器の
交換
(2) ネットワーク構築工事 1式
- 3 業務期間 議会の議決の翌日（但し、閉庁日を除く）から
令和9年3月16日まで

北秋田市消防本部 指令システム系統図

※ 点線内の装置を更新



工事名	北秋田市消防本部 指令システム系統図		
図面名	北秋田市消防本部 指令システム系統図		
作成年月日			
縮尺	—	図面番号	07-01
会社名			
事業者名	北秋田市消防本部		

議案第 71 号

財産の取得について

次のとおり動産の買入れをするものとする。

- 1 財 産 名 内部情報系パソコン
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金 35,970,000 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 3,270,000 円)
- 4 契約の相手方 北秋田市住吉町 10-12
東光コンピュータ・サービス株式会社 北秋田営業所
所長 千葉 幸 生

令和 8 年 6 月 9 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

財産の取得については、北秋田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年北秋田市条例第 43 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提案するものである。

議案第 71 号 資料 1

概要説明

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 財 産 内 容 | ノートパソコン 140 台 |
| 2 | 納 入 場 所 | 北秋田市米内沢字七曲 23 |
| 3 | 入札参加業者 | 東光コンピュータ・サービス株式会社 北秋田営業所
株式会社秋北文具
株式会社成文社
合資会社かねき書店
株式会社ビーぷる秋田オフィス |
| 4 | 納 入 期 限 | 令和 8 年 10 月 30 日 |
| 5 | 附 属 品 | ソフトウェア JUST Office 6 JL 140 式
JUST Office 6 インストールメディア 1 枚 |
| 6 | そ の 他 | 導入作業 一式 |

パソコンの仕様

ノートパソコン

No.	事項	内容
1	OS	Windows11 Pro 64bit
2	CPU	インテル Core Ultra 5 125U
3	メモリ	16GB
4	ストレージ	暗号化機能付フラッシュメモリ 256GB
5	ディスプレイ	14.0 型、LED バックライト付 TFT カラーLCD
6	解像度	WUXGA (1920×1200 ドット)、1677 万色
7	外部ディスプレイ出力	HDMI 出力端子×1
8	有線 LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T、Wake on LAN 対応
9	無線 LAN	Wi-Fi 7 (5.76Gbps) 対応、IEEE802.11a/b/n/ac/ax/be 準拠、MU-MIMO 対応
10	USB	Type-A:USB3.2 (Gen1) × 2、Type-C:USB 4 (Gen3) × 2
11	キーボード	日本語アイソレーションキーボード
12	スピーカー	ステレオスピーカー内蔵
13	Web カメラ	内蔵 (有効画素数約 500 万画素、Windows Hello 対応)
14	本体サイズ (H×W×D)	308.8×209×16.3~17.8mm
15	本体重量	約 891g 以下
16	バッテリー	リチウムイオン 63Wh (大容量バッテリー)
17	電源	USB Type-C AC アダプタ 65W またはリチウムイオンバッテリー
18	付属品	USB Type-C AC アダプタ、電源ケーブル
19	PC グリーンラベル	適合
20	リカバリメディア	Windows11 OS のリカバリメディアを 1 枚添付すること
21	ディスプレイ	23.8 型ワイド (HDMI ケーブル、電源ケーブル添付)

議案第 72 号

財産の取得について

次のとおり動産の買入れをするものとする。

- 1 財 産 名 除雪ドーザ 14 t 級
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金 49,368,000 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 4,488,000 円)
- 4 契約の相手方 北秋田市綴子字作坂 64-2
幸和機械株式会社 鷹巣営業所
営業所所長 佐藤正身

令和 8 年 6 月 9 日提出

北秋田市長 津谷永光

提案理由

財産の取得については、北秋田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年北秋田市条例第 43 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提案するものである。

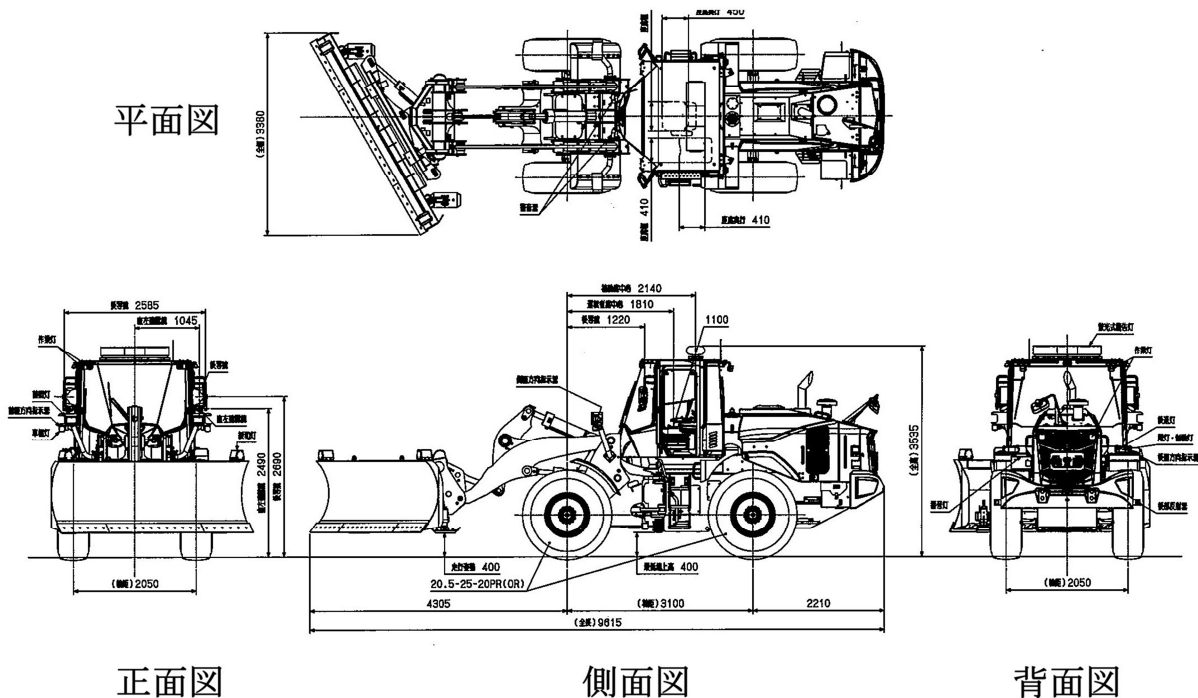
議案第72号 資料1

概要説明

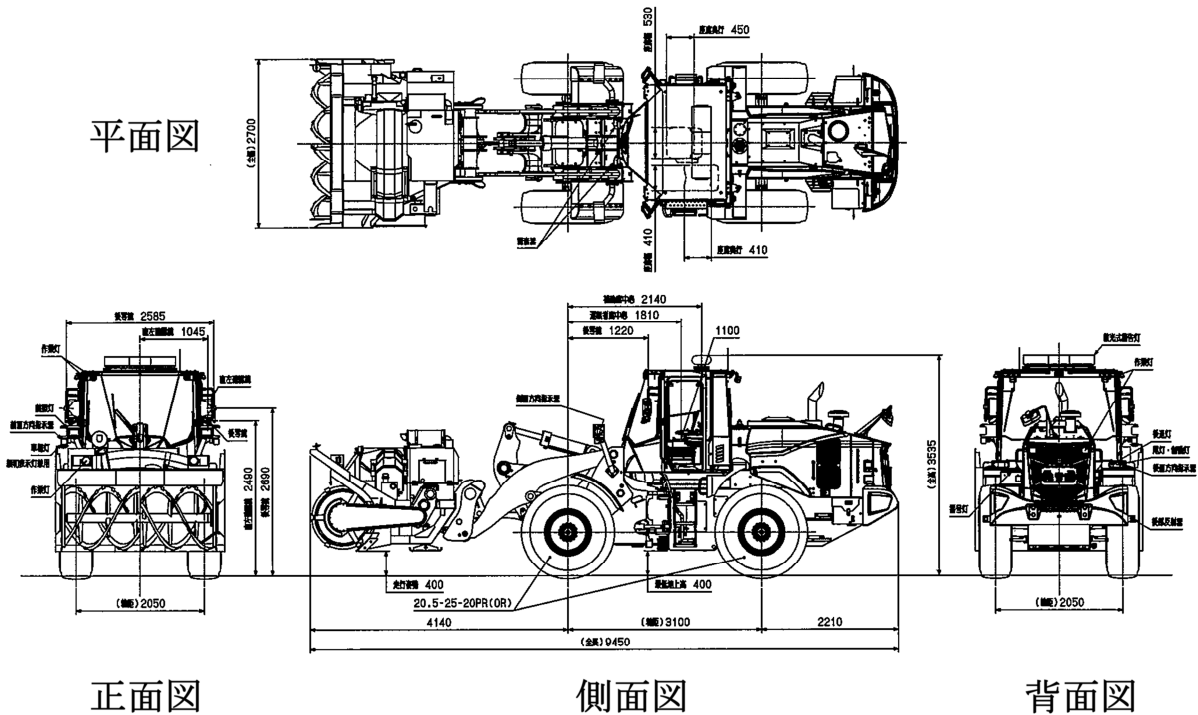
- | | |
|-----------|--|
| 1 財 産 内 容 | 除雪ドーザ14 t 級 1 台 |
| 2 納 入 場 所 | 北秋田市浦田 地内（森吉除雪センター） |
| 3 入札参加業者 | 幸和機械株式会社 鷹巣営業所
暁商工株式会社
有限会社丸栄建設 |
| 4 納 入 期 限 | 令和9年3月26日 |
| 5 附 属 装 置 | 2.7m級ロータリー除雪装置エンジン搭載型
サイドシャッター付スライドアングリングプラウ
カプラー式標準バケット
振動抑制装置
後方確認カメラ及びモニター
タイヤチェーン
前面熱線ガラス（3面）
エアコン
黄色回転灯
前後作業灯
運行記録計 |

除雪ドーザ 14 t 級 外観図

(プラウ装着時)



(ロータリー除雪装置装着時)



議案第 73 号

財産の取得について

次のとおり動産の買入れをするものとする。

- 1 財 産 名 電子黒板
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金 23,650,000 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 2,150,000 円)
- 4 契約の相手方 北秋田市住吉町 10-12
東光コンピュータ・サービス株式会社 北秋田営業所
所長 千葉 幸 生

令和 8 年 6 月 9 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

財産の取得については、北秋田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年北秋田市条例第 43 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提案するものである。

議案第 73 号 資料 1

概要説明

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 財 産 内 容 | 電子黒板 27 台 |
| 2 | 納 入 場 所 | 森吉中学校、合川中学校、義務教育学校阿仁学園 |
| 3 | 入札参加業者 | 東光コンピュータ・サービス株式会社 北秋田営業所
株式会社秋北文具
株式会社成文社
合資会社かねき書店 |
| 4 | 納 入 期 限 | 令和 8 年 8 月 25 日 |
| 5 | 附 属 品 | Windows 対応 OPS ユニット 27 台
昇降式スタンド 27 台 |
| 6 | そ の 他 | 導入作業 一式 |

電子黒板の仕様

No.	事項	内容
1	製造元	さつき株式会社
2	型名	M65CE3XE ミライタッチ
3	サイズ	65 型
4	解像度	4K (3840×2160 ピクセル)
5	表示色	約 10.7 億色
6	輝度	400cd/m ²
7	コントラスト	5000:1
8	視野角	上下 178° /左右 178°
9	タッチ方式/点数	赤外線遮断検出方式/最大 50 点
10	保護ガラス	厚さ 3.2mm/アンチグレア (映り込み軽減処理)
11	内部カメラ	内部カメラ 上部: 4K 対応オートフォーカス機能付 下部: 4K 対応光学 3 倍ズームオートフォーカス機能付
12	マイク	マイク: 8Array Microphone
13	入力端子	HDMI×4 系統、DisplayPort×1 系統、 音声×1 系統、USB×5 系統
14	出力端子	HDMI×1 系統、音声×2 系統
15	Type-C 端子	入力×2 系統、出力×1 系統
16	LAN 端子	2 系統
17	タッチ USB	2 系統
18	Wi-Fi/Bluetooth	IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax+Bluetooth5.2
19	スピーカー出力	本体前面 (8W+8W) + 本体天面 (18W+18W)
20	外形寸法 (幅×高さ×奥行)	約 1488mm×922mm×86mm
21	VESA※	600mm×400mm
22	重量	約 40 kg

※VESA…壁掛け金具を取り付ける際に使うネジ穴の間隔について定められた国際標準規格

令和7年度 北秋田市繰越明許費繰越計算書

【一般会計】

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入 特定財源	未収入 国庫支出金	収入 県支出金	特定 地方債	財源 その他	
			円	円	円	円	円	円	円	円
3 民生費	1 社会福祉費	非課税世帯物価高騰対策給付事業	50,369,000	50,093,000		50,093,000				
6 農林水産業費	1 農業費	農業経営等復旧・継続支援対策事業	15,668,000	6,404,000			3,055,000			3,349,000
6 農林水産業費	1 農業費	農地・農業用施設小災害復旧事業	136,452,000	110,224,000			44,156,000			66,068,000
6 農林水産業費	1 農業費	農地中間管理機構関連ほ場整備事業	7,400,000	3,020,000	20,000			2,900,000		100,000
6 農林水産業費	1 農業費	ため池等整備事業	3,900,000	3,700,000	20,000			3,200,000		480,000
6 農林水産業費	2 林業費	林業専用道開設事業	17,501,000	15,351,000				15,300,000		51,000
6 農林水産業費	2 林業費	林道改良事業	14,806,000	14,806,000	25,000		8,899,000	5,800,000		82,000
7 商工費	1 商工費	省力化・生産性向上投資応援事業	40,059,000	40,059,000		40,059,000				
7 商工費	1 商工費	プレミアム付応援チケット事業	421,456,000	421,456,000		149,456,000			272,000,000	
7 商工費	1 商工費	宿泊集客支援事業	36,108,000	30,001,000		30,001,000				
7 商工費	1 商工費	大太鼓の館整備事業	34,903,000	34,903,000		10,813,000		10,800,000		13,290,000
7 商工費	1 商工費	道の駅たかのす整備事業	132,279,000	132,279,000		38,647,000		52,900,000		40,732,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路メンテナンス事業	328,000,000	81,500,000		31,506,000		36,700,000		13,294,000
8 土木費	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	1,910,000	1,264,000	64,000			1,200,000		
10 教育費	6 保健体育費	松森スキー場施設解体事業	10,450,000	10,450,000						10,450,000
11 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	農業施設災害復旧事業	2,176,491,000	1,149,478,000	11,521,000		1,111,181,000	22,000,000	2,613,000	2,163,000
11 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	林道施設災害復旧事業	510,554,000	273,058,000			267,548,000	4,500,000		1,010,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	959,381,000	580,107,000	32,000	233,016,000		153,700,000		193,359,000
11 災害復旧費	5 文教施設 災害復旧費	社会教育施設災害復旧事業	3,938,000	3,938,000						3,938,000
11 災害復旧費	5 文教施設 災害復旧費	伊勢堂岱遺跡災害復旧事業	107,761,000	105,402,000		73,782,000		31,000,000		620,000
合計			5,009,386,000	3,067,493,000	11,682,000	657,373,000	1,434,839,000	340,000,000	274,613,000	348,986,000

令和8年6月9日 提出

北秋田市長 津谷 永光

令和7年度 北秋田市事故繰越繰越計算書

【一般会計】

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担行為 予 定 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳					一般財源	説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			その他		
									国庫支出金	県支出金	地方債			
11 災害復旧費	1	農林水産業 施設災害復 旧費 農業施設 災害復旧事業	円 121,440,000	円 121,440,000	円 10,000,000	円 131,440,000	円 1,180,000	円	円 116,760,000	円	円	円	円 13,500,000	豪雨及び豪雪の影響により工事期間の確保が困難となったことから、年度内の完了が困難となったため。
11 災害復旧費	1	農林水産業 施設災害復 旧費 林道施設 災害復旧事業	円 26,345,000	円 26,345,000	円 7,903,000	円 34,248,000			円 32,158,000	円 1,800,000			円 290,000	複数回の入札不調により工事期間の確保が困難となったことから、年度内の完了が困難となったため。
合 計			円 147,785,000	円 147,785,000	円 17,903,000	円 165,688,000	円 1,180,000		円 148,918,000	円 1,800,000			円 13,790,000	

令和8年6月9日 提出

北秋田市長 津谷 永光

報告第4号

令和7年度北秋田市水道事業会計予算繰越報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次の繰越計算書のとおり報告する。

令和8年6月9日提出

北秋田市長 津谷 永光

令和7年度北秋田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金等				
1 資本的支出	1 建設改良費	耐震診断業務委託（鷹巣配水池）	円 28,600,000	円 0	円 28,600,000	円 0	円 0	円 28,600,000	円 0	円 0	更新事業として計画していたが、事業計画見直しに伴う再検討に不測の日数を要したため。	
		水道施設監視システム整備工事（阿仁地区）	124,553,000	0	124,553,000	99,900,000	0	24,653,000	0	0	使用部材の製作に時間を要したため。	
		綴子地区配水管移設補償工事（東館工区）	5,143,000	0	5,143,000	0	0	5,143,000	0	0	関連工事の繰越に伴う繰越。	
		合計		158,296,000	0	158,296,000	99,900,000	0	58,396,000	0	0	

報告第 5 号

令和 7 年度北秋田市下水道事業会計予算繰越報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第 3 項の規定により、次の繰越計算書のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

令和 7 年度北秋田市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	北部 1 号幹線整備工事 (鷹巣処理区その 1)	円 78,935,000	円 0	円 78,935,000	円 40,386,000	円 34,590,600	円 3,958,400	円 0	円 0	工事通行規制に係る関係機関協議に不測の日数を要したため。
		北部 1 号幹線整備工事 (鷹巣処理区その 2)	円 88,132,000	円 0	円 88,132,000	円 42,713,000	円 40,995,900	円 4,423,100	円 0	円 0	工事通行規制に係る関係機関協議に不測の日数を要したため。
		面整備工事 (鷹巣処理区その 1)	円 143,715,000	円 0	円 143,715,000	円 85,275,000	円 51,252,750	円 7,187,250	円 0	円 0	工事通行規制に係る関係機関協議に不測の日数を要したため。
		マンホールポンプ設置工事 (鷹巣処理区MP 865-1)	円 21,054,000	円 0	円 21,054,000	円 10,427,000	円 9,570,000	円 1,057,000	円 0	円 0	工事通行規制に係る関係機関協議に不測の日数を要したため。
		北秋田市下水道事業に伴う 水道施設の移設補償	円 5,143,000	円 0	円 5,143,000	円 0	円 0	円 5,143,000	円 0	円 0	工事通行規制に係る関係機関協議に不測の日数を要したため。
		機器更新工事 (鷹巣浄化センターその 3)	円 85,580,000	円 0	円 85,580,000	円 51,699,000	円 0	円 33,881,000	円 0	円 0	機器製作に時間を要するため。
		合計	円 422,559,000	円 0	円 422,559,000	円 230,500,000	円 136,409,250	円 55,649,750	円 0	円 0	

